

第4次長岡市環境基本計画

見直し項目について

令和4年7月

長岡市

第4次長岡市環境基本計画

[1]:

注意事項

ページ左側は平成30年3月策定の第4次長岡市環境基本計画の内容です。

ページ右側は令和4年7月時点の見直し予定箇所です。

見直し予定箇所は今後の検討次第で増減する可能性があります。

[2]:

・タイトルの変更

「第4次長岡市環境基本計画（中間見直し）」に変更

平成30年 3月

[3]:

・年月の変更

「令和5年3月」に変更

長 岡 市

はじめに

長岡市は、山・川・海などの多彩な自然に恵まれ、多種多様な動植物が生息しています。この豊かな自然は、本市の魅力であり、ここに暮らす人々の宝です。この恵まれた自然環境を守り育て、将来世代へ引き継いでいくことは、今を生きる私たちに課せられた責務であります。

現在、私たちは、地球温暖化や大気汚染、生物多様性の損失などといった地球規模の環境問題への対応が求められています。さらに、東日本大震災を契機としたエネルギー政策の転換や、国際的な温室効果ガス排出削減の枠組みであるパリ協定の発効など、環境に関する国内外の動向はめまぐるしく変化しています。

このような状況の中、引き続き自然環境を保全するとともに、持続可能な社会を実現して本市が発展するためには、地球温暖化の防止や、循環型社会・自然共生社会の構築、そして生活環境の保全など、環境問題に対する取り組みをこれまで以上に推進していく必要があります。

こうしたことから、この度「第4次長岡市環境基本計画」を策定しました。

本計画では、良好な環境を保全・創造し、将来世代へ引き継ぐことを基本理念とし、引き続きさまざまな取り組みを進めてまいります。中でも、喫緊の課題である地球温暖化対策を充実させるとともに、次代を担う子どもたちへの環境教育に力を入れてまいります。

取り組みにあたっては、行政による施策の着実な推進はいうまでもないところですが、市民・事業者の皆様から環境に配慮し行動していただくことが何より大きな力になります。皆様が日々の生活や事業活動において、環境保全の重要性について理解を深め、身近なところから取り組みをお願いします。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました長岡市環境審議会の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントに貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました多くの皆様に心より感謝を申し上げます。

平成30年3月

長岡市長 磯田 達伸

[4]:

・記載内容の変更
以下の内容を中心に記載予定（環境白書より）
森里川海
脱炭素・カーボンニュートラル
トキの野生復帰
30by30（生物多様性保全に向け2030年までに陸と海の30%の保全を目指す）
※記載内容検討中

[5]:

・年月の変更
「令和5年3月」に変更

第4次長岡市環境基本計画

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の構成	3
5 計画の対象	3
第2章 環境の現状と課題	4
第1節 環境を取り巻く状況	4
1 世界及び日本国内の動向	4
2 本市の自然的・社会的基礎条件	8
第2節 本市における環境の現状と課題	12
1 地球環境	12
2 自然環境	14
3 生活環境	16
4 快適環境	22
5 市民、事業者、NPO等の参画・協働	22
第3章 計画の理念と施策の体系	23
1 基本理念	23
2 望ましい環境像	24
3 施策の体系	25
第4章 望ましい環境像の実現に向けた取組	26
第1節 施策の基本的考え方	26
第2節 基本理念の実現に向けた施策	27
I 低炭素・資源循環型のまち	27
II 人と自然が共生するまち	29
III 環境汚染のない安全なまち	31
IV 心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち	37
V 協働で良好な環境を未来につなぐ人づくり	39
第5章 環境配慮指針	41
1 環境配慮指針の目的	41
2 環境配慮指針	41

[6]:

・目次構成変更
第5章の内容を「第4章 第2節 基本理念の実現に向けた施策」に包含させる。
そのため5章は無くなり、第6章は第5章に繰り上がる。

第 6 章	計画の推進	48
1	計画の推進体制	48
2	計画の進行管理	49
資料編		資 - 1
資料 1	計画策定の経過	資-2
資料 2	長岡市環境審議会委員名簿	資-3
資料 3	用語集	資-4
資料 4	環境基準等一覧	資-7
資料 5	アンケート調査	資-15
資料 6	長岡市環境基本条例（抄）	資-25
資料 7	長岡市環境審議会規則	資-29

第 1 章

計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

戦後、日本が急速な発展を遂げるなかで、私たちは物質的・経済的な豊かさを追求してきました。そして、大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式が定着し、大気汚染や騒音、ごみ問題等にとどまらず、近年は地球温暖化など国際的な環境問題にも直面しています。

21世紀を生きる私たちは、これらの問題を将来世代への影響という時間的な広がり、地球規模という空間的な広がりを持つ極めて重大な課題として捉え、持続可能な社会の形成に努めなければなりません。

本市では、より良い環境を築くため、「良好な環境の将来世代への継承」を基本理念として、長岡市環境基本計画を平成8年に定めました。さらに、社会情勢の変化や多様化・複雑化する環境問題に対応するため、平成15年3月に第2次計画、平成20年3月に第3次計画として改訂を行い、様々な施策に取り組んできました。特に第3次計画においては、三度にわたる平成の大合併により、市域が山岳地帯から海岸線まで広範となり、多様な地域特性、自然環境を具えた都市へと生まれ変わったことを踏まえ、「新長岡市」における様々な環境課題に対応するため計画の見直しを行い、環境に配慮した施策を推進してきました。

しかし近年、台風の大規模化や記録的豪雨の頻発等、地球温暖化による気候変動が要因と考えられている様々な影響が顕在化し、これらは今後ますます深刻化することが予想されています。2015年11月から12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においては、温室効果ガス削減についての新たな国際的枠組みが合意されるなど、地球規模での対応が求められています。

また、人口減少・少子高齢化に拍車がかかり、地方における地域経済の縮小や過疎化等によって、里地、里山の荒廃や鳥獣被害の増加が深刻化してきています。

こうした状況を踏まえ、基本理念のもと、本市を取り巻く環境面における課題に対応し、行政の各分野が連携した総合的・計画的な施策を展開するとともに、市民、事業者、NPO等の参画と協働のもと、環境に配慮した取組を進めるため、第3次計画の一部見直しを行い、「第4次長岡市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）として策定するものです。

[7]:

・記載内容の削除（中間見直し）
記載を近年の事柄に集中させるため記載削除。

[8]:

・記載内容の追加（社会情勢の変化）
適量生産・適量購入・循環利用について記載
※記載内容検討中

[9]:

・記載内容の追加（情報更新）
第4次計画の策定の経緯を記載。
※記載内容検討中

[10]:

・記載内容変更（社会情勢の変化）
気候変動（地球温暖化）についてはカーボンニュートラル、再エネ、COP27(2022年秋開催予定)等を踏まえて危機的状況にあることを数値を交えて記載。
※記載内容検討中

・記載内容追加（社会情勢の変化）
国の目標に従い2050年カーボンニュートラルを目指す旨記載
※記載内容検討中

[11]:

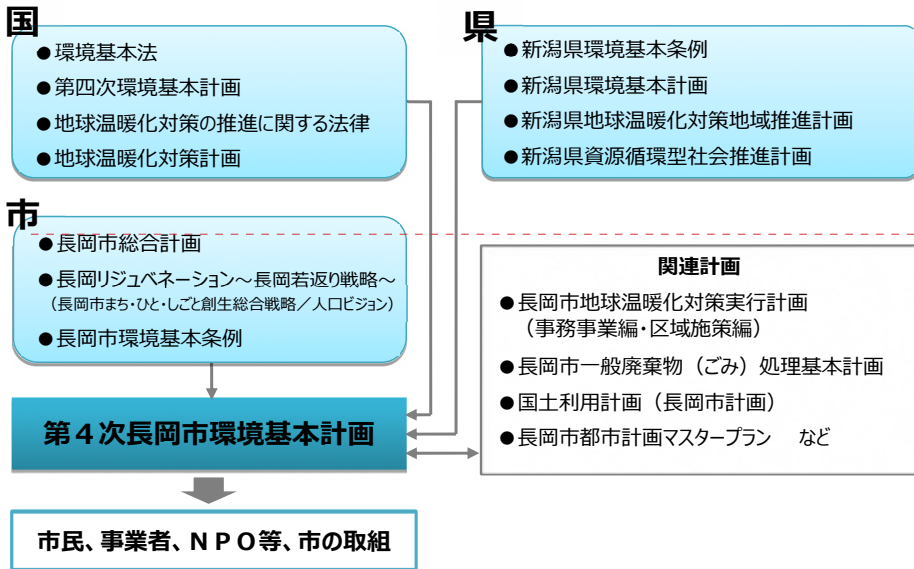
・記載内容追加（情報更新）
中間見直し実施の旨記載
※記載内容検討中
※第4次計画策定の経緯はページ中央部に移動



2 計画の位置づけ

「長岡市環境基本条例」の基本理念の実現に向け、国・県の環境基本計画や「長岡市総合計画」等を踏まえ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために定めるものです。

また、市民、事業者、NPO等、そして市が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針となるものです。



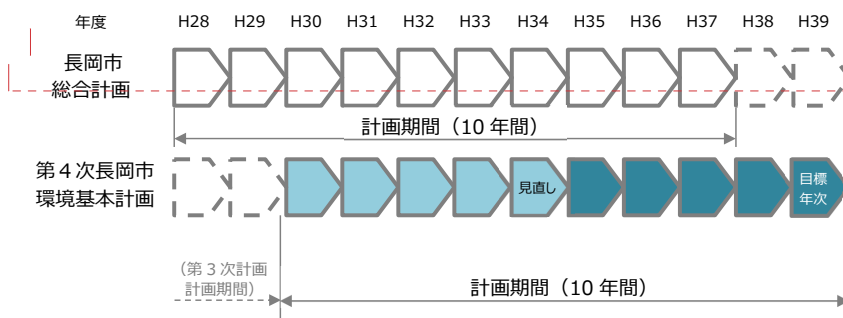
[12]:

・図の更新(情報更新)
以下の計画を追加するなど関連計画の改定状況を図に反映。
県：気候変動適応計画
県：新潟県2050年カーボンゼロの実現に向けた戦略
市：長岡市エネルギービジョン(仮称)
※図作成中

3 計画の期間

本計画の対象期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。

また、その間の社会情勢の変化に応じて柔軟に対応するため、施策や目標の進捗についての点検を毎年行うとともに、5年を目処にそれらを総括し、必要に応じ計画の見直しを行います。



[13]:

・記載内容変更(情報更新)
「平成30年度から令和9年度までの10年間」に変更

[14]:

・記載内容変更(情報更新)
「毎年行います。また、中間年度である令和4年度に計画の見直しを行いました。」に変更

[15]:

・図の更新(情報更新)
2030年までわかるような時系列とする。
※図作成中

4 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の構成
- 5 計画の対象

第2章 環境の現状と課題

- 第1節 環境を取り巻く状況
 - 1 世界及び日本国内の動向
 - 2 本市の自然的・社会的基礎条件
- 第2節 本市における環境の現状と課題
 - 1 地球環境
 - 2 自然環境
 - 3 生活環境
 - 4 快適環境
 - 5 市民、事業者、NPO等の参画・協働

第3章 計画の理念と施策の体系

- 1 基本理念
- 2 望ましい環境像
- 3 施策の体系

第4章 望ましい環境像の実現に向けた取組

- 第1節 施策の基本的考え方
- 第2節 基本理念の実現に向けた施策
 - I 低炭素・資源循環型のまち
 - II 人と自然が共生するまち
 - III 環境汚染のない安全なまち
 - IV 心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち
 - V 協働で良好な環境を未来につなぐ人づくり

第5章 環境配慮指針

- 1 環境配慮指針の目的
- 2 環境配慮指針

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

[16]:

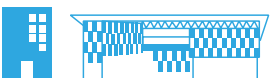
・目次構成変更

第5章の内容を「第4章 第2節 基本理念の実現に向けた施策」に包含させる。そのため5章はなくなり、第6章は第5章に繰り上がる。



5 計画の対象

本計画における主体は市民、事業者、NPO等、市を対象としています。



第2章

環境の現状と課題

第1節 環境を取り巻く状況

1 世界及び日本国内の動向

(1) 地球温暖化の進行に伴う気候変動問題

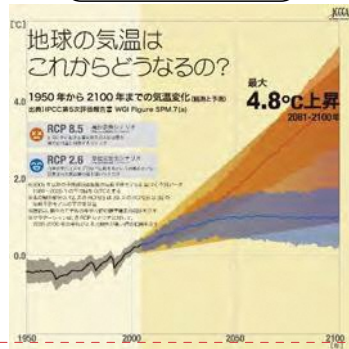
産業革命以降、石油、石炭等の化石燃料を大量に消費し、温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素が多く排出されるようになりました。これにより、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇したことによって、地表及び大気の大気温度が上昇し、台風や大雨の増加等、私たちの生活や生態系に悪影響を及ぼしてきています。地球温暖化は、人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題のひとつとなっています。

ア 地球温暖化の将来予測

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第5次評価報告書によると、1880~2012年の間に世界平均気温は0.85℃上昇しています。特に最近30年の各10年間の世界平均気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温となっています。

さらに、2081年~2100年の世界の平均気温は、現状を上回る地球温暖化対策を実施しない場合、現在(1986年~2005年の平均気温)よりも最大で4.8℃上昇すると予測されています。

地球の気温の変化予測



出典：温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>) より

イ 気候変動によるリスク

気候変動に関連すると思われる干ばつ、洪水、豪雨等の災害は、1980年代に比べ2000年代に入ってから増加しています。また、極端な異常気象、海面上昇による島しょ諸国沿岸の浸水、深刻な干ばつによる食料不足やデング熱等感染症の世界的な拡大も発生しています。

このまま地球温暖化が進行した場合、右図のように、災害による被害や、熱中症及び感染症による健康被害等、さらに深刻な影響を及ぼすことが考えられます。

地球温暖化が及ぼす深刻な影響の例



出典：温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>) より

[17]:

・コラムの追加（中間見直し）
環境に関するコラムを4個程度作成予定
（内容は市民が親しみやすく、最新の情勢に関する内容を想定）
※作成中

[18]:

・記載内容変更（情報更新）
以下の内容を中心に IPCC 第6次評価報告書の内容記載
数値の更新。
温暖化と人間活動の影響の関係（疑う余地が無い）
（工業化前と比較した）約1℃の気温上昇でどのようなことが発生したか
※記載内容検討中

・図の変更（情報更新）
IPCC 第6次評価報告書の内容に更新。

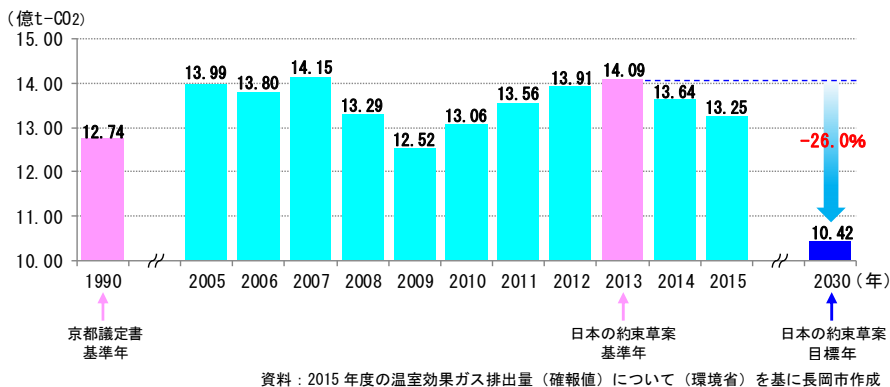


ウ 温室効果ガスの排出量削減の取組

1997年に京都議定書が採択され、国は2008年から2012年に1990年比で6%の温室効果ガスの削減を約束しました。これを受け、1998年に「地球温暖化対策推進大綱」を決定するとともに、国民、事業者、行政が一体となって対策に取り組むための枠組みである「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、様々な対策を推進してきました。その結果、京都議定書の第一約束期間における5か年平均の温室効果ガス排出量は、12億7,800万トンで、森林吸収源を加味すると1990年比マイナス8.7%となり、京都議定書の目標を達成することができました。

2015年7月には、我が国の新たな目標として、「国内の排出削減・吸収量の確保により、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比マイナス26.0%の水準にすること」を「日本の約束草案」として決定し、同年11月から12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書以来18年ぶりに新たな法的拘束力のある国際的な合意として、パリ協定が採択されました。

我が国の温室効果ガス排出量と目標



(2) 国の今後のエネルギー政策

東日本大震災での原発事故を契機に国のエネルギー政策が見直され、平成24年7月から再生可能エネルギー固定価格買取制度がスタートし、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が全国各地で進んでいます。しかし、日本のエネルギー自給率はわずか7%（平成27年度推計値）と、諸外国に比べ低い値となっています。このような状況で国は、平成26年4月に東日本大震災後初となるエネルギー基本計画を策定し、2030年度の総発電電力量のうち、徹底した省エネルギーにより17%程度を削減し、電源構成の22~24%程度を再生可能エネルギーで賄うとしています。今後は積極的な再生可能エネルギーの導入とより一層の省エネルギー対策が必要とされています。

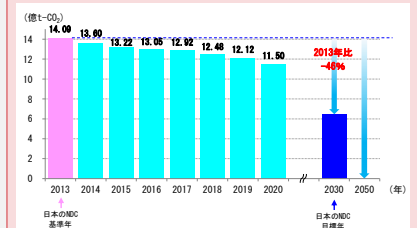
[19]:

- 記載内容の変更（社会情勢の変化）

「京都議定書」と「日本の約束草案」の内容を、日本のNDC（国が決定する貢献）（2030年：2013年度比-46%）、2050年カーボンニュートラル（2050年：実質排出ゼロ）の内容に変更。COP26の内容も記載。
※記載内容検討中

・図の変更（データ更新）

2016年から2020年データを追加。2030年目標値を更新。2050年目標値を追加



[20]:

- 記載の追加（社会情勢の変化）

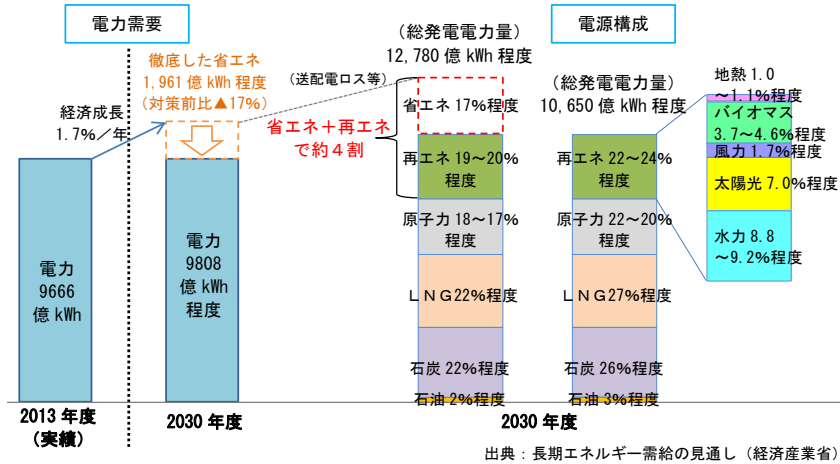
FIP制度の記載追加
※記載内容検討中

[21]:

- 記載内容の変更（情報更新）

「日本のエネルギー自給率はわずか12%（令和元年度推計値）と、諸外国に比べ低い値となっています。このような状況で国は、令和3年10月にエネルギー基本計画を改定し、2030年度の電力需要について、徹底した省エネルギーにより21%程度を削減し、また、電源構成の36~38%程度を」に変更

電力需要に対応した将来の電源構成



[22]:

・図の変更 (データ更新)
電力需要、電源構成の変化



出典：2030 年度におけるエネルギー需給の見通し (関連資料) (資源エネルギー庁)

(3) 生物多様性の危機

平成 24 年に策定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」の中で、生物多様性は以下の 4 つの危機に直面していると示されています。

●第 1 の危機 (開発等人間活動による危機)

心無い人々による希少生物等の乱獲や盗掘等とはあとを絶ちません。また、道路や河川の整備等により、生物の生息環境の悪化が懸念されています。

●第 2 の危機 (自然に対する働きかけの縮小による危機)

中山間地域の過疎化や、農林業の担い手の高齢化を一因として、里地、里山の荒廃等が問題となっています。その結果、生物の生息環境の悪化や、主にイノシシやニホンザルによる農作物被害等の増加が懸念されています。

●第 3 の危機 (人間により持ち込まれたものによる危機)

セイタカアワダチソウやオオキンケイギクをはじめとする外来生物が河川敷等に繁茂しているのが散見されます。これらは、在来植物の生育場所を奪う等、生態系に大きな影響を及ぼしています。

●第 4 の危機 (地球環境の変化による危機)

地球温暖化が進むことにより、多くの動植物に絶滅のリスクが高まる可能性が高いと予測されています。また、植物の開花や結実の時期、昆虫の発生時期等に変化が生じるとも考えられています。

[23]:

・記載内容の変更 (社会情勢の変化)

以下の内容を記載予定

生物多様性及び生態系サービスの総合評価 (JBO3) (環境省) の結果

次期生物多様性国家戦略の策定の方向性

30by30 (生物多様性保全に向け 2030 年までに陸と海の 30% の保全を目指す)

絶滅種・絶滅危惧種等の種類数 (環境省レッドリスト)

※記載内容検討中

(4) 国の廃棄物減量政策

国の第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）で定める取組指標において、一般廃棄物の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を、平成 12 年度の約 1,185 グラムから平成 32 年度に約 890 グラム（25%減）に削減する目標を掲げています。今後も、市民及び事業者の積極的な参画のもと、廃棄物の発生抑制及び資源の循環利用を促進することが求められています。

(5) 持続可能な開発目標

2015 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、国際社会全体が、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決することを示した画期的な指針です。この指針の中核には、2030 年までの国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」（Sustainable Development Goals、以下「SDGs」という。）が掲げられています。

SDGs は、17 のゴールと各ゴールごとに設定された 169 のターゲットから構成され、気候変動、生物多様性等環境と大きな関わりのある項目のほかに、持続可能な消費と生産、教育、雇用等、一見環境とは関係のなさそうな分野についてもゴールが掲げられています。これは、SDGs は環境がすべての根幹にあるという考えの下、相互に関係する複数の目標を総合的に解決することにより、持続可能な社会の実現を目指していることによるものです。

近年、地球温暖化を始めとする環境問題は複雑化・深刻化するとともに、これを取り巻く社会も人口減少や高齢化等大きく変化しています。

市では、SDGs の実現に向け、環境の面から様々な施策を検討していく必要があります。



出典：国連広報センターホームページ

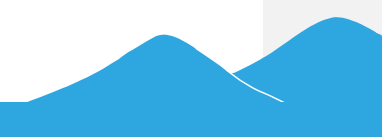
[24]:

・記載内容の変更（情報更新）
「国の第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）で定める取組指標において、一般廃棄物の 1 人 1 日当たりのごみ排出量を、平成 28 年度の約 925 グラムから令和 7 年度に約 850 グラムに削減する目標を掲げています。」に変更

・記載内容の追加（中間見直し）
プラスチック資源循環法（2022 年 4 月施行）への対応について追記
※記載内容検討中

[25]:

・記載内容の追加（中間見直し）
長岡技術科学大学が SDGs ハブ校（SDG9：産業と技術革新の基盤をつくろう）に指定された旨記載（国連アカデミック・インパクト（UNAI））
※記載内容検討中



2 本市の自然的・社会的基礎条件

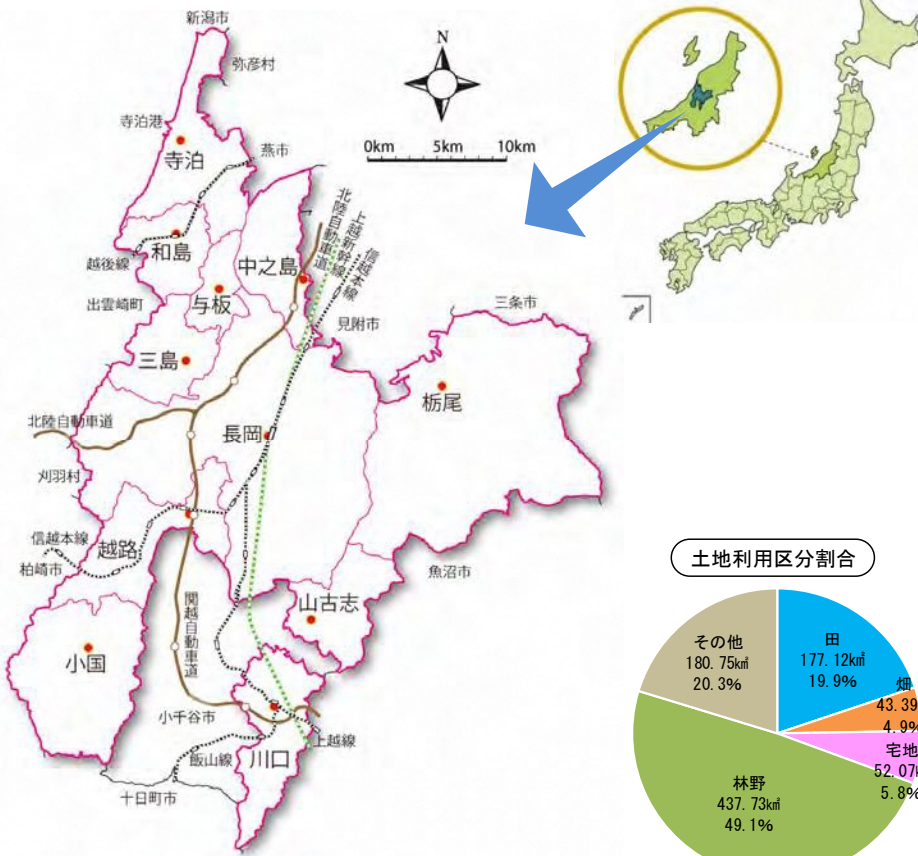
(1) 自然条件

ア 位置及び面積

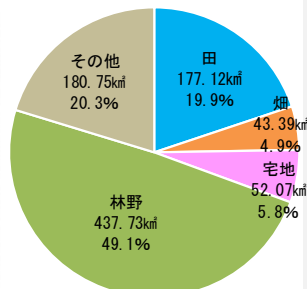
本市は、新潟県のほぼ中央部に位置しており、「長岡地域」、「中之島地域」、「越路地域」、「三島地域」、「山古志地域」、「小国地域」、「和島地域」、「寺泊地域」、「栃尾地域」、「与板地域」、「川口地域」の11地域で構成されています。総面積は891.06k㎡で、その約5割が林野で、田が約2割を占めています。

高速交通網としては、上越新幹線と関越・北陸自動車道が整備されており、首都圏や北陸・東北方面と本市とを結んでいます。市内には、複数のインターチェンジが設置されており、一般国道や県道等と結ばれています。

各地域の位置及び高速交通網の状況



土地利用区分割合



資料：平成29年度新潟県地域森林計画書（新潟県）を基に長岡市作成

[26]:

- ・記載内容の変更（データ更新）
- 総面積と土地利用区分割合のデータ更新
- ※データ確認中
- ・図の更新（データ更新）
- 土地利用区分割合の図の更新
- ※図作成中

イ 地形・地質

本市の中央部を南北に延びる信濃川には、刈谷田川、猿橋川、栖吉川、柿川、太田川、魚野川、黒川、渋海川等の河川が流れ込み、日本一の長さで流量を誇る大河となっています。信濃川の両岸には、長岡地域から中之島地域に至る比較的平坦な沖積平野が広がっています。その東西には、東山連峰と西山丘陵が連なっています。

本市の東部に位置する山古志地域や栃尾地域の一部は、起伏に富んだ山岳地形となっており、栃尾地域南東部には越後山脈の一角を占める守門岳(1,537m)がそびえています。一方、日本海に面する寺泊地域には南北約16kmにわたって延びる海岸線があります。

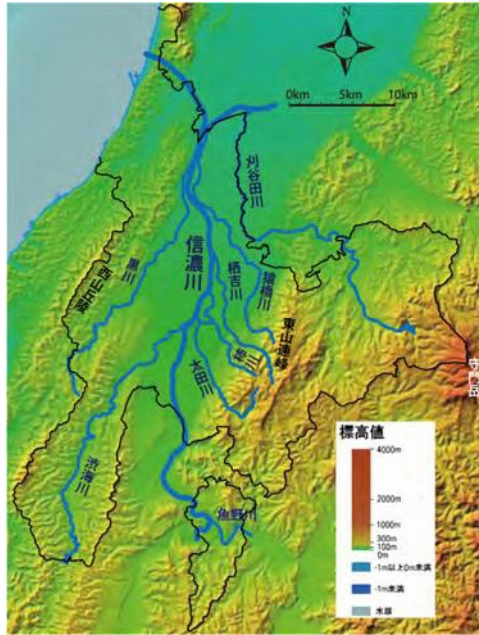
このように、急峻な山岳地から丘陵、平坦な平野、海岸に至る変化に富んだ地形が本市の特徴であり、信濃川とその支流に広がる水辺や緑豊かな山々等、豊かな自然環境に恵まれています。

本市の地質は、東山連峰と西山丘陵ではともに新生代中新世の寺泊層から第四紀更新世の御山層に相当する堆積岩類が広く分布し、これらに挟まれた平野部には第四紀完新世の堆積物が平坦部を形成し、一部は軟弱な地盤となっています。東山連峰の鋸山(764m)を主峰として新生界から構成されており、その一部は東山油田として採油されてきました。また、守門岳山麓には火山噴出物が広く分布しています。西山丘陵では標高が300m程度の山稜が連なり、主として第四系から構成されています。

地質構造は、海岸線とほぼ平行する数多くの褶曲軸と断層の発達が顕著であり、特に丘陵地と平野の境界付近には比較的規模の大きい活断層が伏在しています。この複雑な地質構造は活発な構造運動の跡を示しています。丘陵部では、融雪等による地すべりが発生し、新旧数多くの地すべり地形が見られます。平野部では、標高15~35m程度の低平な地形であり、未固結の礫、砂、シルト、粘土で構成されています。このうち、砂礫層は、地下水の滞水層となっています。

本市の丘陵部の地質構造は比較的複雑であり、風化しやすい岩石で構成されていることもあって、地すべり等の自然災害が発生することもあります。学術的には貴重な地形・地質が数多く存在しています。

標高区分と主な河川



資料：色別標高図(国土地理院)を基に長岡市作成

[27]:

- ・記載内容の追加(中間見直し)
- 豊かな自然(森里川海)、豊富な天然ガス資源について記載
※記載内容検討中

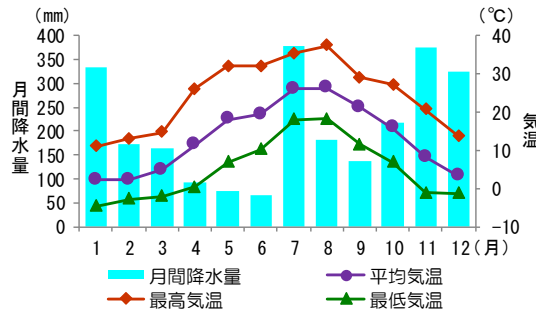
ウ 気象・気候

本市は、夏は高温多湿、冬は気温が低く北西の季節風が強く吹き、降雪があるという、日本海側特有の傾向がみられます。夏と冬の気温差が大きいため、四季の変化がはっきりしており、このことが豊かな自然環境を育む要因のひとつとなっています。

また、降水量は秋から冬にかけての期間に多く、その大部分は降雪によるものです。

なお、平野部や海岸、山沿いといった本市の地勢の違いにより、降雪量には地域差がみられ、山古志地域、小国地域、栃尾地域、川口地域等の山間部は県内でも有数の豪雪地帯ですが、和島地域、寺泊地域等の平野部や海岸部では比較的降雪が少ない傾向にあります。

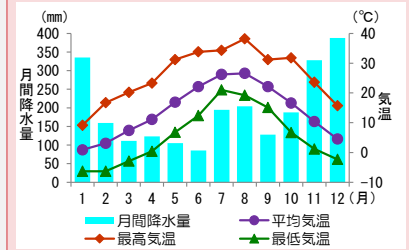
平成29年の月間降水量と気温（長岡地域）



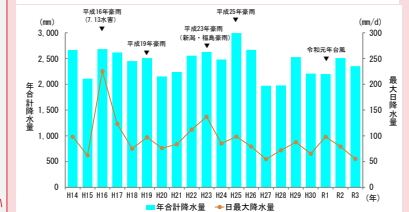
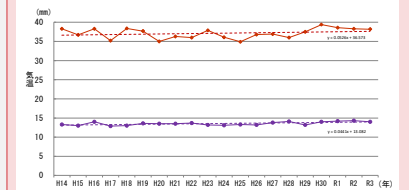
資料：新潟地方気象台長岡地域気象観測所（気象庁）を基に長岡市作成

[28]:

- ・図の更新（データ更新）
- 令和3年のデータに更新



- ・記載の追加（中間見直し）
- 近年の豪雨の発生や、温暖化の現状を示す。※記載内容検討中
- ・図の追加（中間見直し）
- 過去20年の降水量、気温を示し、近年の豪雨の発生や温暖化の現状を示す。

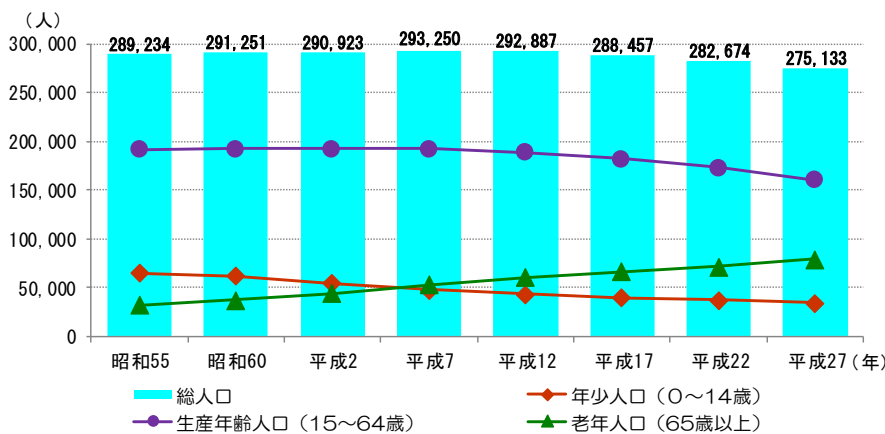


(2) 社会条件

ア 人口

国勢調査結果によると、本市の人口は平成7年の約29.3万人をピークに、その後は減少が続いており、平成27年には約27.5万人となっています。年少人口（0～14歳）は、減少傾向が続く、平成7年からは、老年人口（65歳以上）を下回り続けています。生産年齢人口（15～64歳）は、平成7年から減少傾向が続く一方で、老年人口は一貫して増加を続けています。

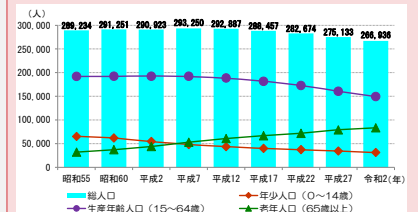
人口の推移



資料：国勢調査（総務省）を基に長岡市作成

[29]:

- ・記載内容の変更（データの更新）
- 「令和2年には約26.7万人となっています」に変更
- ・図の更新（データの追加）
- 令和2年データのデータ追加



イ 産業

本市は、高度なものづくり産業の一大集積地であり、県内第2の商圏の中心地であるとともに、優良な米産地でもあり、バランスのとれた産業構造を有するまちです。

工業では、古くから栄えた工作機械関連をはじめ、近年では電子・精密機械や液晶・半導体等高度なものづくり産業が集積しています。また、良質な米や水といった地域資源を活かした醸造や米菓等の食料品製造や、世界トップレベルの技術を誇るスポーツ用品製造、さらに産地を形成している繊維や打刃物といった特色を持つ新潟県を代表する工業都市となっています。

商業では、JR長岡駅周辺や千秋が原・古正寺地区を中心に、中越地域全体を商圏とする広域的な商業拠点を形成しています。

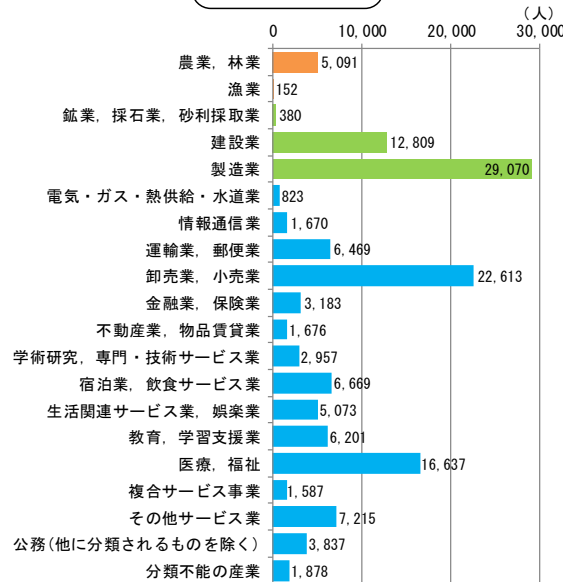
また、高度に整った高速交通体系を活かした卸売業の集積がみられ、物流拠点の機能も発揮しています。年間商品販売額のうち、卸売業が約7割、小売業が約3割を占めています。

農業では、信濃川両岸に広がる肥沃な越後平野で、コシヒカリに代表される稲作が営まれています。市の農作物収穫面積の約9割を稲が占め、米は全国有数の収穫量となっており、**環境保全型農業に力を入れています。**それ以外では主に豆類、野菜の生産が行われ、巾着なす、かぐらなんばん、枝豆等、長岡ブランドの自慢の野菜として生産の強化を図っています。

林業では、市の総面積のおよそ50%を森林が占め、豊富な森林資源に恵まれています。木材価格の低迷や林業従事者の高齢化等、林業全体としての課題となっています。

水産業では、寺泊港を拠点として漁業が営まれているほか、市の魚に制定した錦鯉の養殖が山古志地域を中心に盛んに行われ、国内はもちろん国外からも多くのバイヤーが訪れる一大産地を形成しています。平成29年には、新潟県中越地域（長岡市・小千谷市）の「雪の恵みを活かした稲作・養鯉システム」が“日本農業遺産”に認定されました。

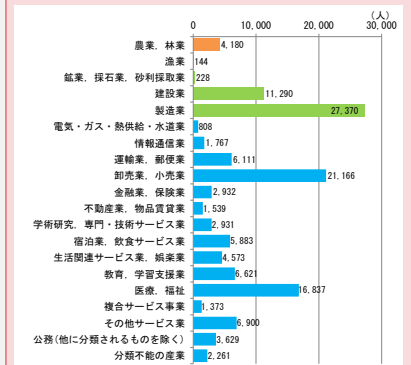
産業別就業者人口



資料：平成27年国勢調査（総務省）を基に長岡市作成

[30]:

・図の更新（データ更新）
令和2年データに更新



[31]:

・記載内容の追加（中間見直し）
用語の説明を踏まえ以下の通り記載追加
「環境保全型農業（堆肥を利用した土づくり、化学肥料や農薬使用の低減など、人と自然にやさしい、環境に配慮した農業）に力を入れています。」

第2節 本市における環境の現状と課題

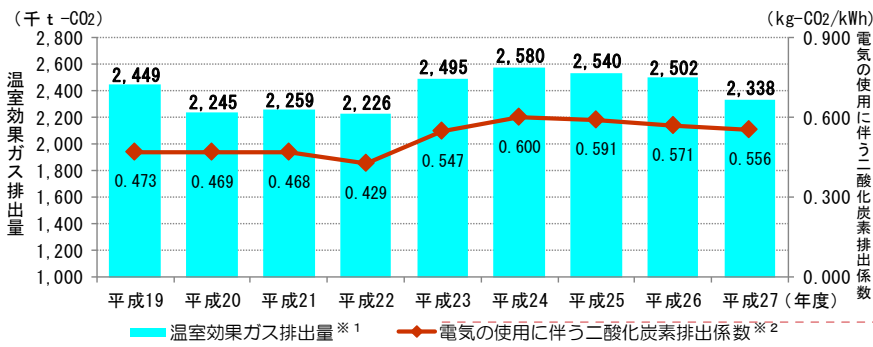
1 地球環境

(1) 温室効果ガスの排出状況

市域全体の温室効果ガス排出量は、平成22年度まで減少傾向にありましたが、平成23年度を境に増加に転じています。これは平成23年に発生した東日本大震災の影響で原子力発電所の稼働が停止し、火力発電所の稼働が大幅に増えたことにより、発電に係る温室効果ガスの排出量が増加したことが大きな要因です。平成25年度以降は、省エネの取組等により温室効果ガス排出量はわずかながら減少傾向にあります。しかし、平成26年度における温室効果ガス排出量は250万2千トンと、平成19年度に比べて2.2%（5万3千トン）増加しており、更なる排出抑制が必要になっています。

排出抑制の手段として、社会全体での省エネ行動のさらなる推進、再生可能エネルギーの導入促進、フロン類の適正処理の徹底、二酸化炭素吸収源対策としての森林の育成等が必要です。

市内全域の温室効果ガス排出量の推移



- ※1 温室効果ガス排出量：長岡市域における温室効果ガス排出量は国等の統計数値を基に推計している。統計数値の公表は例年2年遅れとなるため、最新値は平成27年度となる。
- ※2 二酸化炭素排出係数：温室効果ガスの排出量を算出するため、電気事業者等が毎年公表する数値。電気等の使用量にこの数値を乗じ、二酸化炭素の量を算出する。

[32]:

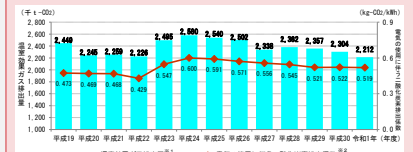
- 記載内容の変更（データの更新）
「令和元年度における温室効果ガス排出量は221万2千トンと、平成19年度に比べて9.7%（33万7千トン）減少しておりますが、」に変更

[33]:

- 記載の追加（中間見直し）
エネルギー起源CO2排出量として部門ごとのCO2排出量について記載する。
※記載内容検討中

[34]:

- 図の更新（データ追加）
平成28年度～令和元年度のデータ追加

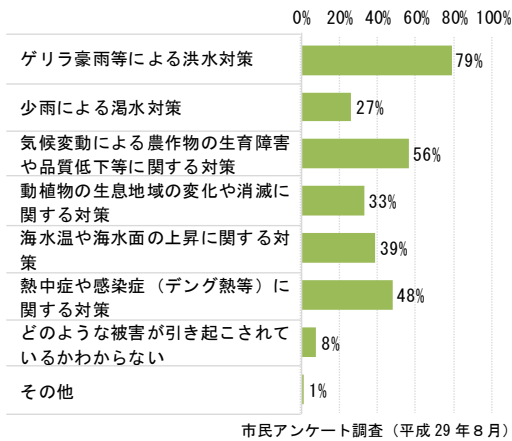


- 注釈の変更（データ更新）
「最新年は令和元年度となる。」に変更
- 図の追加（中間見直し）
エネルギー起源CO2排出量の推移の図を追加
部門ごとのCO2排出量を示す。

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	令和1
製造部門	78.7	83.2	85.8	81.1	88.4	98.8	87.1	88.9	83.8	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3
家庭部門	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1
公共部門	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6
交通部門	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2

(2) 地球温暖化による様々な被害への適応策

近年、地球温暖化の影響と考えられる集中豪雨が市内各地で多発しており、土砂災害や浸水被害を引き起こしています。このほかにも、熱中症による健康被害等、温暖化による様々な影響が発生しています。市民アンケート調査においても、「ゲリラ豪雨等による洪水対策」、「気候変動による農作物の生育被害や品質低下に関する対策」、「熱中症や感染症（ Dengue熱等）に関する対策」等に対して市民の関心が高くなっており、市民が安全・安心に暮らすことのできる環境整備が求められています。



市民アンケート調査（平成 29 年 8 月）

[35]:

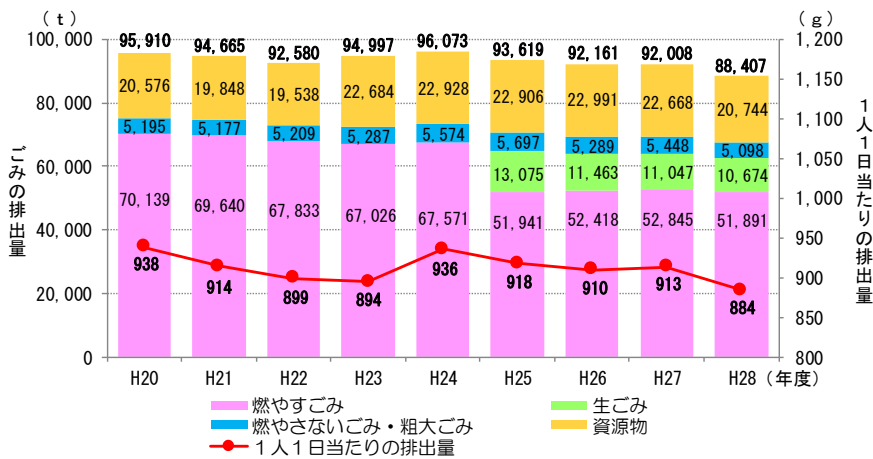
・記載内容の追加（社会情勢の変化）
気候変動により災害が増加した旨追記
※記載内容検討中

(3) ごみの排出量

平成 16 年のごみ有料化に伴い、ごみの排出量は減少傾向を示しています。平成 25 年 7 月には、燃やすごみの更なる削減を目的に、生ごみを分別収集し、微生物の働きで発酵分解、発生するバイオガスを発電に利用する生ごみバイオガス発電センターを稼働させました。さらに、同年 10 月から古着・古布のステーション収集を始めたことなどにより、燃やすごみの量は減少しています。また、市民 1 人 1 日当たりのごみの排出量も減少傾向にあります。

ごみの発生を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）の「2R」を優先的に取り組み、続いて再生利用（リサイクル）や熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、適正な処理・処分に取り組む必要があります。

ごみの排出量と 1 人 1 日当たりの排出量の推移



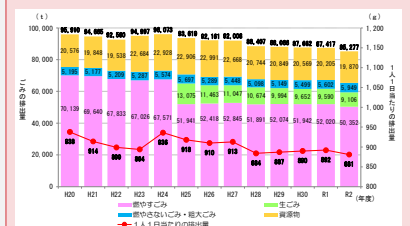
[36]:

・記載内容の変更
本年度実施予定の市民アンケートの結果の内容を反映
※アンケート実施後検討

・図の更新（データ更新）
本年度実施予定の市民アンケートの結果に変更
※アンケート実施後図作成

[37]:

・図の更新
平成 29 年度～令和 2 年度のデータ追加



2 自然環境

(1) 動植物の保全

市内には、オオミスミソウ（雪割草）、シラネアオイをはじめ希少な植物が自生し、守門岳等にはブナ林、低山にはユキツバキの群生等豊かな植生が分布しています。一方、外来生物のセイタカアワダチソウやオオキンケイギク等が分布域を広めてきており、その駆除が課題となっています。

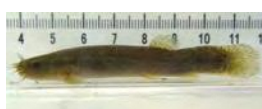
また、イヌワシ等の自然度の高い地域に生息する鳥類や、本市が基産地のホトケドジョウ等、希少な動物も市内に生息しています。一方、外来生物法によって飼育や野外に放つことが禁止されているオオクチバス等について、市内の河川や湖沼で生息が確認されており、生態系への影響が懸念されています。

本市は、市内で生息または生育する希少な動植物を保護するため、「長岡市稀少生物の保護等に関する条例」を定めています。保護対策を講じるに当たっては、広大な市域下の正確な分布・生態調査等の課題があります。

その他、本市は佐渡におけるトキの飼育・繁殖及び野生復帰事業を支援、補完し、トキの安定的存続を目標に掲げる我が国のトキ保護増殖事業に貢献するため、寺泊夏戸地域において、平成23年からトキ分散飼育事業に取り組んでいます。



オオミスミソウ



ホトケドジョウ



トキ

(2) 有害鳥獣

野生鳥獣を許可なく捕獲・殺傷することは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により禁止されています。ただし、農林水産物に著しい被害を与える場合等には、許可を受けて捕獲することができることになっています。近年は中山間地域において、人口減少や高齢化等を背景に、主にイノシシやニホンザルによる農作物被害等が増加しており、有害鳥獣対策の強化が求められています。

年度別の有害鳥獣の捕獲実績

年度	捕獲許可証 交付件数	従事者証 交付件数	カラス	その他 の鳥類	鳥類以外 (獣類)	捕獲総数
平成20年度	25件	153件	222羽	56羽	2頭	280羽(頭)
平成21年度	21件	102件	236羽	105羽	79頭	420羽(頭)
平成22年度	44件	202件	264羽	251羽	6頭	521羽(頭)
平成23年度	70件	127件	267羽	63羽	140頭	470羽(頭)
平成24年度	81件	222件	422羽	34羽	90頭	546羽(頭)
平成25年度	36件	182件	166羽	3羽	67頭	236羽(頭)
平成26年度	88件	334件	115羽	86羽	96頭	297羽(頭)
平成27年度	55件	382件	66羽	42羽	43頭	151羽(頭)
平成28年度	56件	1,691件	634羽	167羽	70頭	871羽(頭)

※従事者証は、有害鳥獣の捕獲に直接たずさわる人に交付している。

[38]:

・記載内容の追加（社会情勢の変化）
トキの放鳥に係る内容を追記
※記載内容検討中

[39]:

・記載内容の追加（社会情勢の変化）
長岡駅前などで被害が発生しているムクドリに係る内容を追記
※記載内容検討中

[40]:

・表の更新（データ追加）
平成29年度以降のデータ追加
※表作成中

(3) 自然公園

市内には、優れた自然環境を適切に保全し、これと触れあう機会の創出を図ることを目的とした、国定公園と県立自然公園等があります。自然公園では、優れた自然景観の保護のため、工作物の建築や木材の伐採等の開発行為等が規制されています。また、県では、新潟県自然環境保護員を委嘱し、県立自然公園の監視を定期的に行っています。

【国定公園】

- ・佐渡弥彦米山国定公園（寺泊地域）
○面積 全体 29,464ha（市内 1,213ha）

【県立自然公園】

- ・奥早出粟守門県立自然公園（栃尾地域）
○面積 全体 34,155ha（市内 2,736ha）
- ・長岡東山山本山県立自然公園（長岡地域、山古志地域、栃尾地域）
○面積 全体 3,892ha（市内 2,816ha）

【自然（緑地）環境保全地域】

- ・杜々の森自然環境保全地域（栃尾地域）
○面積 2.6ha
- ・定正院緑地環境保全地域（長岡地域）
○面積 0.8ha



(4) 森林、農地

本市の土地利用では、森林の占める割合が約5割と最も大きく、次いで田が約2割となっています。郊外地の開発により水田の宅地化が進むとともに、中山間地域では、過疎化・高齢化等の進行に伴う農村集落機能の低下により、身近な自然環境である田園・里山の保全管理が課題となってきました。

一方で、国が選定する「日本の生物多様性保全上重要な里地里山」に、小国町法末集落が選定されるとともに、新潟県中越地域（長岡市・小千谷市）の「雪の恵みを活かした稲作・養鯉システム」が「日本農業遺産」に認定されるなど、本市の中山間地域の価値が高まりつつあります。



中山間地域の養鯉池

[41]:

・記載内容の追加（中間見直し）
標準伐期齢（50年程度）を踏まえて、森林の若返りが大切である旨記載。

[42]:

・記載内容の変更（データの更新）
土地利用区分割合のデータ更新
※データ取りまとめ中

3 生活環境

(1) 大気汚染、悪臭

大気汚染の発生源は工場、事業場からのばい煙や粉じん、自動車からの排出ガス、焼却に伴うばい煙等が主なものとなっています。

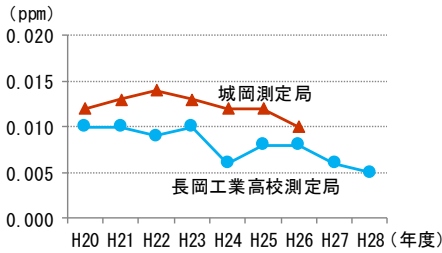
大気汚染物質の測定結果をみると、二酸化窒素^{※1}濃度と浮遊粒子状物質^{※2}は数値が下がり、改善傾向にあります。光化学オキシダント^{※3}は環境基準を上回る時間帯があるものの、平成20年度以降は、光化学スモッグ注意報の発令はありません。

建築材等に含まれるアスベスト（石綿）については、解体時の飛散等による健康被害の未然防止を図るため、県では、大気汚染防止法とあわせて、「新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例」による規制を行っています。

悪臭苦情は、工場や飲食店等の事業場、畜舎のほか、家庭ごみの焼却等によって生じます。本市では、事業活動に伴い生ずる悪臭を防止するため、悪臭防止法による規制を行っています。

二酸化窒素（NO₂）の年平均値の推移

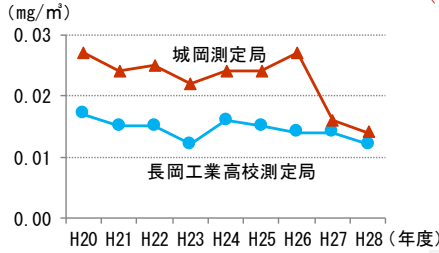
環境基準：1時間値の1日平均値 0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下



※H27・H28年度において、城岡測定局は故障のため欠測
資料：大気汚染測定結果報告（新潟県）を基に長岡市作成

浮遊粒子状物質（SPM）の年平均値の推移

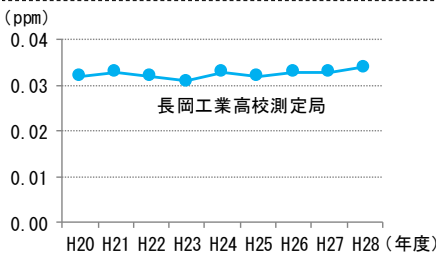
環境基準：1時間値の1日平均値 0.10mg/m³以下
かつ1時間値 0.20mg/m³以下



資料：大気汚染測定結果報告（新潟県）を基に長岡市作成

光化学オキシダント（O_x）の年平均値の推移

環境基準：1時間値 0.06ppm以下



資料：大気汚染測定結果報告（新潟県）を基に長岡市作成

※1 二酸化窒素（NO₂）：二酸化窒素を代表とする窒素酸化物は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生する。主な発生源として、自動車排出ガスが挙げられる。

※2 浮遊粒子状物質（SPM）：大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10^{マイクロ}μm以下のもの。工場などから排出されるばいじん、ディーゼル車の排出ガス、土壌の飛散などが主な発生源とされている。

※3 光化学オキシダント（O_x）：工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類が、太陽光の照射を受けて、二次的に生成されるもの。濃度が0.12ppm以上の状態になると、県は光化学スモッグ注意報を発令する。

[43]:

・記載内容の追加（中間見直し）
PCBに係る内容（PCB廃棄物の処分等）を追記 ※記載内容検討中

[44]:

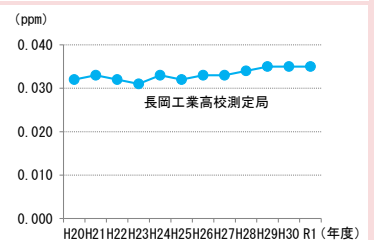
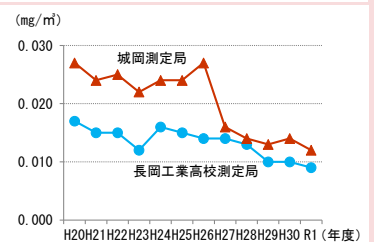
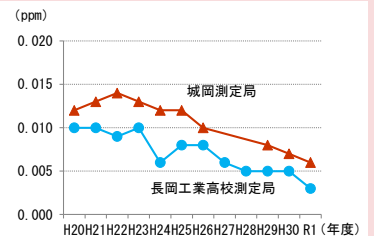
・記載内容の変更（データ更新）
新潟県が新潟地域（新潟市、阿賀野市、五泉市）において令和元年5月に12年ぶりに注意報が発令された旨記載 ※記載内容検討中

[45]:

・記載内容の追加（社会情勢の変化）
アスベストに係る内容（市の取組等）を追記 ※記載内容検討中

[46]:

・図の更新（データ更新）
平成29年度～令和元年度のデータ追加



(2) 水質汚濁

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関するもの（健康項目）と生活環境の保全に関するもの（生活環境項目）があります。このうち、生活環境項目に関する環境基準について、市内の一部の河川には類型が指定されています。

河川水質の測定結果をみると、水質汚濁の代表的指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）については、主な市内河川では環境基準及び環境指標^{※1}を下回り、長期的にみると減少傾向にあります。

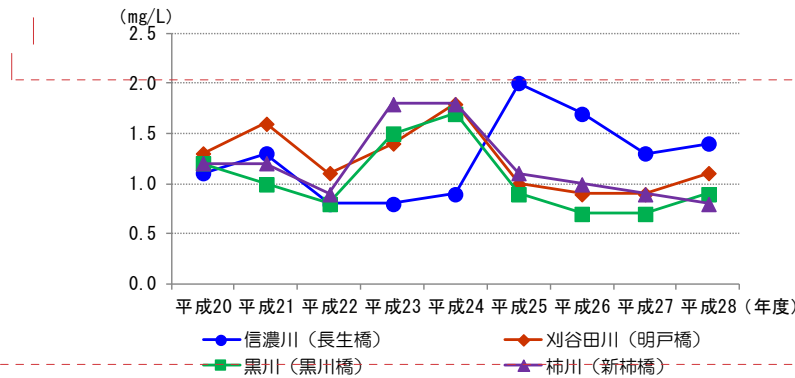
これは、公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽の普及が大きく寄与しています。平成28年度末時点における汚水処理人口普及率は、97.2%に達しており、全国平均（90.4%）及び県内の平均（86.6%）を上回っています。

海水浴場の水質調査は、大腸菌群数、油膜の有無、透明度等により総合的に判定され、海水浴に適している水質「水質A A」と「水質A」、可能な水質「水質B」と「水質C」、「不適」の5段階で評価されます。水質の結果は年度によってばらつきがありますが、概ね良好な状況です。

主な河川のBODに係る環境基準等

河川名	環境基準（類型）	環境指標
信濃川	2 mg/L 以下（A類型）	2 mg/L 以下
柿川	-	2 mg/L 以下
黒川	3 mg/L 以下（B類型）	3 mg/L 以下
刈谷田川	3 mg/L 以下（B類型）	3 mg/L 以下

主な市内河川のBOD値の推移



市内海水浴場の水質調査結果の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
野積海水浴場	A A	A A	A	A A	A A	B	A A	B	A A
寺泊中央海水浴場	A A	A	B	B	A A	B	A	B	B
金山海水浴場	A A	A A	A	A A	A A	A A	A A	B	A A
郷本海水浴場	A A	A A	A A	A A	A A	B	A	B	A A

※1 環境指標：国の定めた環境基準に準じ、本計画において主な河川ごとに達成すべきBOD（生物化学的酸素要求量）の値を設定している。

[47]:

・記載内容の更新（データ更新）
「令和2年度末時点における汚水処理人口普及率は、98.1%に達しており、全国平均（92.1%）及び県内の平均（88.8%）を上回っています。」に変更

[48]:

・記載内容の更新（データ更新）
「ふん便性大腸菌群数」に変更

[49]:

・図の更新（データ更新）
平成29年度～令和元年度データを追加
※現在図作成中

[50]:

・表の更新（データ更新）
平成29年度～令和3年度データを追加

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
野積海水浴場	AA	AA	A	AA	AA	B	AA	B	AA	A	B	AA	AA	AA
寺泊中央海水浴場	AA	A	B	AA	B	A	B	A	B	B	B	AA	AA	AA
金山海水浴場	AA	AA	A	AA	AA	AA	AA	AA	B	AA	AA	AA	AA	AA
郷本海水浴場	AA	AA	AA	AA	AA	B	A	B	AA	AA	AA	AA	AA	AA

(3) 土壌環境

ア 土壌汚染

土壌汚染対策法に基づき、土壌の汚染状態が基準に適合しない土地を要措置区域^{※1}又は形質変更時要届出区域^{※2}として指定しています。平成28年度末現在、下記の6地点を形質変更時要届出区域として指定しています。

形質変更時要届出区域の指定状況

番号	所在地	指定に係る特定有害物質の種類
指-3号	長岡市宝3丁目1番地1の一部	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン
指-2号	長岡市城岡1丁目705番1、705番5、705番6及び705番7	クロロエチレンを除く25物質
形-3号	長岡市千歳1丁目23番16及び23番18の一部	鉛及びその化合物
指-4号	長岡市金町2丁目丙153番3の一部	テトラクロロエチレン
指-5号	長岡市楡原字沢田655番1 他51筆	砒素及びその化合物
指-6号	長岡市金沢2丁目255番1 他35筆	クロロエチレンを除く25物質

[51]:
・記載内容の変更（データ更新）
「令和3年度末現在」に変更

[52]:
・表の更新（データ更新）
形質変更時要届出区域の情報更新
※現在表取りまとめ中

イ 地下水汚染

市内の地下水の水質状況を把握するため、事業場の周辺等で調査を行っています。平成28年度の結果は、一部の地点において、砒素等の物質が環境基準を超過していました。このため、井戸所有者に対し、地下水の飲用等を中止するよう周知等を行っています。

[53]:
・記載内容の変更（データの更新）
「令和2年度の結果は、一部の地点において、1,2-ジクロロエチレン等の物質が環境基準を超過していました。」に変更

ウ 地下水位の保全と地盤沈下

冬期間の消費用地下水の汲み上げに伴い、著しい地下水位の低下と地盤沈下が懸念されていることから、市内17か所で地下水位等を観測しています。近年は暖冬傾向のため、地下水位は概ね横ばいの状況ですが、ひとたび大雪が降れば、地下水位は大幅に低下するおそれがあります。

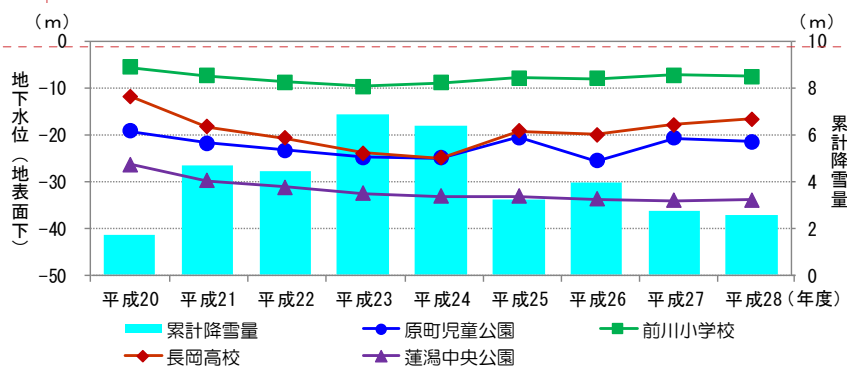
[54]:
・記載内容の追加（中間見直し）
地盤沈下注意報の発令実績を追記

[55]:
・記載内容の変更（データ更新）
「16か所」に変更

[56]:
・記載内容の変更（情報更新）
「横ばいの状況でしたが、令和2年度は豪雪であった平成29年度を超える積雪量であったため、地下水位が大幅に低下しました。」に変更

[57]:
・図の更新（データ追加）
平成29年度から令和2年度のデータ追加
※図のとりまとめ作業中。

地下水の最低水位の変動状況



※1 要措置区域：土壌汚染の人への摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

※2 形質変更時要届出区域：土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域

(4) 騒音・振動

騒音や振動は、主に工場における機械の稼働や建設工事、自動車の走行等によって生じますが、感覚公害とも呼ばれ、聴く人の生活環境や心理状態等によって感じ方は異なります。

ア 環境騒音、高速自動車道騒音及び新幹線騒音

市内の住居系地域等における「騒音に係る環境基準」の達成状況をみると、幹線道路等に面する地域のうち、一部の地点で騒音レベルが基準を超過していましたが、高速道路沿線地域では、基準に適合していました。

一方、上越新幹線沿線においては、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」を超過していました。本市では、県と連携し、運行事業者であるJR東日本に対し、騒音対策の申し入れを行っています。

イ 工場、事業場及びその他の騒音・振動

工場・事業場における騒音・振動から周辺住民の生活環境を守るため、騒音規制法や振動規制法、新潟県生活環境の保全等に関する条例で規制基準が定められています。本市では、工場・事業場への立入検査や法令に基づく届出等により、騒音・振動の規制基準の遵守を指導しています。

平成 28 年度環境騒音測定結果

地域	地域類型	調査地点	騒音レベル・環境基準 (dB)				用途地域	車線数
			昼間	基準値	夜間	基準値		
道路に面する地域	A	下柳 1 丁目	70	70	65	65	第 2 種 低 層 住 専	2 (幹線道路)
		高畑町	67	70	63	65	調 整 (A 相 当)	4 (幹線道路)
	B	水道町 5	70	65	62	60	第 1 住 居	2
		関原町 1 丁目	74	70	65	65	第 2 住 居	4 (幹線道路)
		栃尾原町 1 丁目	64	70	53	65	第 1 住 居	2 (幹線道路)
	C	表町 1 丁目	67	70	59	65	商 業	2 (幹線道路)
		宮内町	67	70	62	65	近 隣 商 業	4 (幹線道路)
		金沢 3 丁目	61	65	52	60	準 工 業	2
		新栄町 3 丁目	61	65	43	60	準 工 業	2
一般地域	A	西蔵王 3 丁目	44	55	38	45	風 致 地 区	—
		学校町 1 丁目	46	55	37	45	第 1 中 高 住 専	—
		谷内 2 丁目	52	55	42	45	第 1 中 高 住 専	—
		大島本町 3 丁目	45	55	39	45	第 1 住 居	—
	B	幸町 2 丁目	40	55	34	45	第 1 住 居	—
		金町 2 丁目	51	55	43	45	第 1 住 居	—
		寿 1 丁目	48	60	41	50	準 工 業	—
	C	新産 2 丁目	52	60	49	50	準 工 業	—
		栃尾本町	54	60	45	50	商 業	—

※網掛けは環境基準値を超過したもの
 ※昼間とは午前 6 時～午後 10 時、夜間とは午後 10 時～午前 6 時をいう。
 ※ (幹線道路) とは幹線道路に近接する空間をいう。

[58]:
 ・記載内容の変更 (情報更新)
 「また、上越新幹線沿線においては、令和 2 年度において「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」(70 デシベル) を達成しています。」に変更

[59]:
 ・図表配置変更 (中間見直し)
 環境騒音測定結果(19p 下表)、高速自動車道騒音測定結果(20p 上表)、上越新幹線鉄道騒音の経年推移(20p 中図)を「ア 環境騒音～」と「イ 工場、事業場～」の間に移動。

[60]:
 ・表の更新 (データ更新)
 令和 2 年度環境騒音測定結果に更新

地域	地域類型	調査地点	騒音レベル・環境基準 (dB)				用途地域	車線数
			昼間	基準値	夜間	基準値		
道路に面する地域	A	高畑町	71	70	63	65	調整 (A 相当)	4 (幹線道路)
	B	水道町 5 丁目	65	65	62	60	第 1 住 居	2
	B	栃尾原町 1 丁目	69	70	53	65	第 1 住 居	2 (幹線道路)
	C	表町 1 丁目	66	70	59	65	商 業	2 (幹線道路)
	C	宮内町	66	70	60	65	近 隣 商 業	4 (幹線道路)
一般地域	A	新栄町 3 丁目	58	65	49	60	準 工 業	2
		西蔵王 3 丁目	48	55	41	45	風 致 地 区	—
		学校町 1 丁目	48	55	44	45	第 1 中 高 住 専	—
	B	谷内 2 丁目	51	55	41	45	第 1 中 高 住 専	—
		幸町 2 丁目	49	55	37	45	第 1 住 居	—
	C	金町 2 丁目	55	55	45	45	第 1 住 居	—
		寿 1 丁目	48	60	40	50	準 工 業	—
C	栃尾本町	54	60	45	50	商 業	—	

平成 28 年度高速自動車道騒音測定結果

No.	調査地点	道路への距離 (m)	遮音壁の長さ (m)	騒音レベル (dB)				環境基準の地域類型
				昼間	環境基準	夜間	環境基準	
1	新開町	25	212	52	65	52	60	B 類型相当 (市街化調整区域のため、 類型指定は されていない)
2	雁島町	94	163	53	65	54	60	
3	南新保町	100	182	57	65	55	60	
4	宮本町 1 丁目	110	無	59	65	55	60	
5	灰島新田	70	520	59	65	53	60	
6	杉之森	76	320	50	65	52	60	
7	中之島	39	無	62	65	57	60	C 類型
8	神谷	20	150	58	70	52	65	幹線道路近接空間
9	来迎寺	50	350	51	65	48	60	B 類型

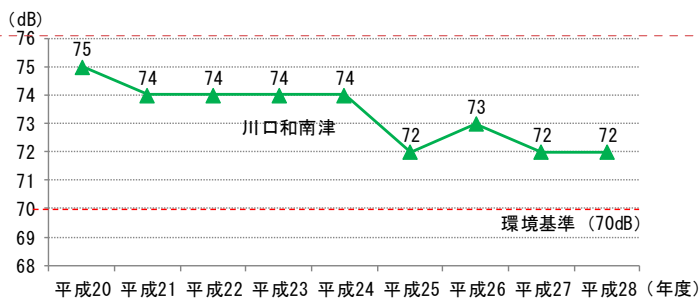
[61]:

・表の更新 (データ更新)

令和 2 年度高速自動車道騒音測定結果に更新

No.	調査地点	道路への距離 (m)	遮音壁の長さ (m)	騒音レベル (dB)				環境基準の地域類型
				昼間	環境基準	夜間	環境基準	
1	新開町	25	212	58	65	55	60	B 類型相当 (市街化調整区域のため、 類型指定は されていない)
2	雁島町	94	163	58	65	57	60	
3	南新保町	100	182	57	65	54	60	
4	宮本町 1 丁目	110	無	59	65	55	60	
5	灰島新田	70	520	60	65	56	60	
6	杉之森	76	320	52	65	58	60	
7	中之島	39	無	60	65	56	60	C 類型
8	神谷	20	150	60	70	56	65	幹線道路近接空間
9	来迎寺	50	350	53	65	51	60	B 類型

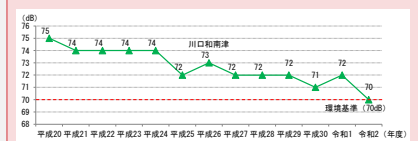
上越新幹線鉄道騒音の経年推移



[62]:

・グラフの更新 (データ追加)

平成 29 年度～令和 2 年度結果を追加



(5) 化学物質

現代社会においては、様々な化学物質が製造、使用されていますが、その中には人や生態系への影響が懸念されるものもあります。

化学物質による被害を防止するため、危険性が指摘され、あるいは疑われている物質や製品については、可能な限り安全なものに替えていくことが求められています。

本市では、農業等の化学物質の適正使用等に関する情報を市民にわかりやすく提供するとともに、公園や街路樹等の管理に当たっては、環境省の「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」を活用し、可能な限り被害木の剪定や害虫補殺などを行うこととし、止むを得ず薬剤を使用する場合でも最小限の区域に散布するなど、総合的病害虫・雑草管理 (IPM) の考え方を取り入れています。

[63]:

・記載内容の変更 (中間見直し)

ダイオキシンなどに係る記載の追加など
一部内容の加除修正

※記載内容検討中

(6) 廃棄物

ア 一般廃棄物

一般家庭等から排出される廃棄物については、円滑かつ確実な収集・運搬を行っています。収集した廃棄物は、適正な中間処理を行い減容化し、金属などの資源物を回収するとともに、分別収集した生ごみからバイオガスを回収して発電に利用したり、燃やすごみから温水を得るなど、資源やエネルギーの有効利用を積極的に行っています。

なお、やむを得ず処分する必要があるものは、市内4か所の最終処分場において埋立処分しています。

また、各処理施設では適正な維持管理に努めるとともに、経年劣化等に対応するため計画的な施設の整備が必要です。

イ 産業廃棄物

市内及び近隣にある大規模な産業廃棄物の最終処分場（3か所）について、公害防止等に関する協定を締結し、廃棄物の適正処分について監視を行っています。また、地元住民、産業廃棄物処理業者及び関係行政機関で構成する「長岡市産業廃棄物適正処理推進連絡会議」を開催し、廃棄物処理の状況や河川の水質状況等の情報交換を行っています。

ウ 不法投棄

町内会等との合同パトロールや民間警備会社等によるパトロールを実施するなど、不法投棄防止対策を実施していますが、不法投棄は後を絶たない状況であり、不法投棄に対する市民や事業者の意識向上や監視体制の強化などが求められています。

エ 環境美化

まちの美化のため、町内会や商店街組合等の協働のもと、公園や道路側溝の清掃など各地域の実情に合わせた様々なクリーン作戦の支援を行っています。



生ごみバイオガス発電センター

[64]:

・ 記載内容の追加（中間見直し）
最終処分場等の情報を追加
※記載内容検討中

・ 記載内容の追加（中間見直し）
バイオガス発電センターのエネルギー有効利用状況のグラフを追加
※グラフ作成中

[65]:

・ 記載内容の変更（データ更新）
「市内5か所」に変更

[66]:

・ 記載内容の追加（中間見直し）
投棄物の撤去量のデータ等の追記
※記載内容検討中

4 快適環境

(1) 公園・緑地の活用

市内に公園（都市公園、児童遊園）は389か所あり、その面積は591.39haです。

主な都市公園としては、悠久山公園（面積37.31ha）、信濃川河川公園（26.89ha）、長岡ニュータウン公園（16.60ha）、国営越後丘陵公園（298.40ha）等があり、市民一人当たりの公園の面積は、国や県を上回っています。

子どもたちをはじめとした幅広い年代の市民が緑や自然とふれあうことができるよう、公園や緑地を適切に整備・管理していく必要があります。

都市計画区域人口一人当たりの都市公園面積

区分	面積（㎡）
長岡市	23.9
新潟県	17.0
国	10.3

（平成28年3月末現在）

(2) 河川環境の保全・再生

市内を流れる多くの河川は、市民が身近に訪れることのできる水辺空間となっています。特に信濃川においては、市民がより水辺に親しむことができるよう、緩傾斜堤防や堤防の桜並木・散策路（桜づつみ）等、親水空間が整備されています。

また、一部の河川においては、環境に配慮した工法で護岸を整備することにより、河床は水生生物の生息場所になり、護岸は緑化が図られています。一方、堰等の河川構造物によって落差が生じている場所では、魚道が整備されています。

これまでの河川整備の手法は、河川の維持管理や流域の安全の確保といった治水面に重点が置かれてきましたが、今後はこの治水機能に加え、市民が豊かな水と緑の恵みを実感し、より身近に親しめる河川環境を形成していくため、水質改善はもとより、動植物の生息空間が確保されるような自然の要素を取り入れた河川整備（多自然川づくり）を積極的に行う必要があります。

市内の河川数と延長

区分	河川数	延長（km）
一級河川	135	732.80
二級河川	11	45.67
準用河川	19	19.97
普通河川	88	106.50
計	253	904.93

（平成29年4月1日現在）

5 市民、事業者、NPO等の参画・協働

良好な環境を保全していくためには、市民一人ひとりが環境についての理解を深め、市民、事業者、NPO等、行政が協働して環境保全に配慮した行動を起こすことが求められます。

本市では、市民、事業者向けのセミナーを実施しており、今後も内容を充実させながら継続していく必要があります。

また、NPO（非営利団体）と連携し、環境保全活動の協働実施や活動団体同士の情報交換等を行うことが求められています。

[67]:

・記載内容の変更（データの更新）
「409か所あり、その面積は646.33haです。」に変更

[68]:

・記載内容の変更（データの更新）
「338.40ha」に変更

[69]:

・表の更新（データの更新）
令和元年度末データに更新

区分	面積（㎡）
長岡市	26.9
新潟県	18.3
国	10.7

[70]:

・記載内容の追加（中間見直し）
河川の利活用に関する内容（柿川灯笼流し、与板河川緑地のBBQなど）を追加する。
※記載内容検討中

[71]:

・表の更新（データの更新）
令和3年4月1日データに更新
※データ取りまとめ中

[72]:

・記載内容の追加（中間見直し）
実施したイベントの情報を追記
※記載内容検討中

第 3 章

計画の理念と施策の体系

1 基本理念

本市は、山岳、丘陵、河川、海岸など、多彩な自然に恵まれており、多種多様な動植物が生息し、本市の魅力のひとつとなっています。この豊かな自然を将来世代へ継承するため、自然環境の保全と開発との調和に引き続き取り組む必要があります。

また、持続可能な社会の実現に向けて、地球温暖化対策の強化や廃棄物の発生抑制などの対応が重要であることは論を待たないところですが、その一方で、今日においては、急速な少子高齢化の進展など社会情勢が大きく変化しており、本市の特性を生かした自律的で持続可能な社会を創造していくことが重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、本計画では、良好な環境を保全・創造し、将来世代へ引き継ぐことを基本理念とし、この実現に向けた取り組みを多様な主体の協働により進めていくことにより、今日の本市を取り巻く諸課題の総合的な解決を目指すものとします。

■ 基本理念

良好な環境の将来世代への継承



2 望ましい環境像

前述の基本理念の実現に向けて、望ましい環境像を次のように定めます。

【低炭素・資源循環型のまち】

温室効果ガスの排出が削減されるとともに、廃棄物の発生が抑制され、資源が循環利用されることで生活の豊かさが実感できる、地球環境にやさしい循環型のまち

【人と自然が共生するまち】

山岳、丘陵、河川、海岸等、多彩で豊かな自然環境と、これらの環境に生息する多様な生物を守るとともに、自然環境の活用を通じた自然とのふれあいによって人と自然が共生するまち

【環境汚染のない安全なまち】

大気汚染や悪臭、騒音・振動、水質汚濁等を招く産業・都市生活型公害の防止対策や廃棄物の適正処理等が行われ、健康な市民生活が確保された環境汚染のない安全なまち

【心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち】

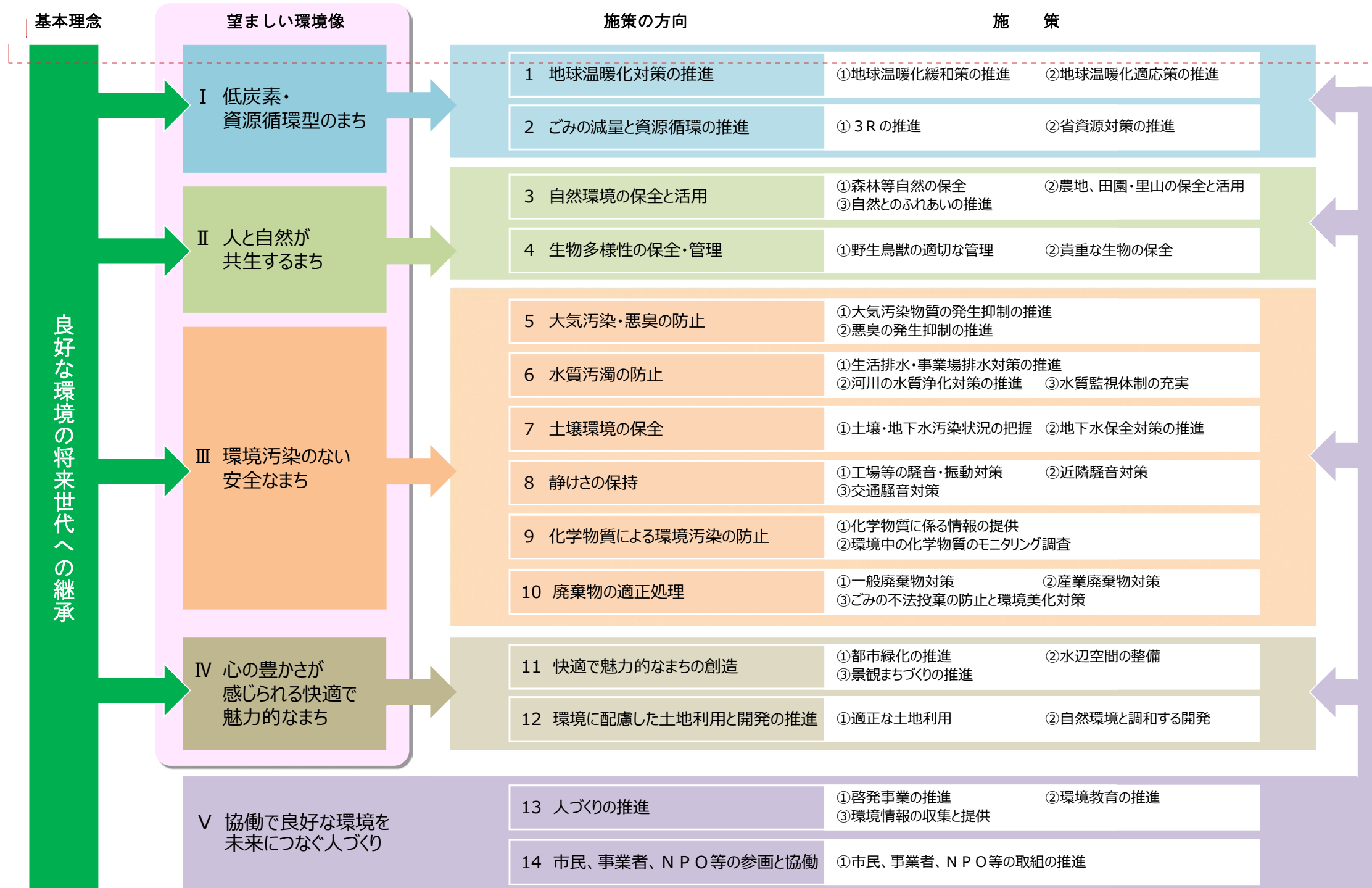
都市内の緑地や水辺空間等生活に身近な自然環境が整備され、地域の魅力が感じられる良好な景観が維持されていることで心の豊かさが感じられ、充実した生活を送ることができる快適で魅力的なまち



3 施策の体系

前述した本計画の「基本理念」及び「望ましい環境像」を実現するための施策の体系は、下図に示すとおりです。

なお、「V 協働で良好な環境を未来につなぐ人づくり」は、望ましい環境像を実現するための全ての取組につながっています。



[73]:

- ・ 図の更新（情報追加）
- ・ 施策の方向に SDGs のアイコンを追加。
- ・ 施策の追加
- トキの野生復帰に係る施策を追加
- II-4-③
- 放射線等の監視に係る施策を追加。
- III-5-③

第4章

望ましい環境像の実現に向けた取組

第1節 施策の基本的考え方

望ましい環境像の実現に向けた施策の基本的考え方は次のとおりとします。

○すべての行政施策は、環境への配慮を組み込んで立案し推進する。

市の施策事業は、望ましい環境像の実現をめざして、その立案の段階から環境への配慮を組み込んで施策を推進します。

○SDGsの視点を踏まえ、環境施策の相互の関連を深め、総合的に推進する。

経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に総合的に取り組むことにより、持続可能な社会の実現を目指すSDGsの視点を踏まえ、施策を推進します。特に、環境教育や啓発に関連する施策は、市民や事業者の環境保全に係る意識を高め、積極的な参画を促す上で重要であり、すべての望ましい環境像の実現とつながっています。

○市民、事業者、NPO等の積極的な参画と協働のもとに推進する。

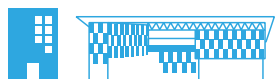
望ましい環境像を実現するためには、市民、事業者の参画と協働が必要です。今日の環境問題は、事業活動はもとより、日常生活を含むすべての活動と深い関わりがあるという認識の下で、市民、事業者、NPO等、市が一体となった取組を推進します。

[74]:

- ・目次の変更（中間見直し）
「施策の基本的な考え方及び環境配慮指針の目的」に変更
- ・内容の追加（中間見直し）
「第5章 1 環境配慮指針の目的」の内容を本節に記載する（移動）。

- ・記載内容の追加（中間見直し）
令和2年（2020年）1月以降、新型コロナウイルスの拡大で経済活動が停止し、温室効果ガスの発生量が減少。収束後はSDGsの考え方を踏まえて経済と環境の両面から持続可能な社会を目指す旨を追記

※記載内容検討中



第2節 基本理念の実現に向けた施策

I 低炭素・資源循環型のまち

施策の方向1 地球温暖化対策の推進

地球規模で問題となっている地球温暖化について、温室効果ガスの排出削減に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 地球温暖化緩和策の推進

- 市民、事業者、NPO等、市の協働による温室効果ガスの排出量削減に向けて、長岡市地球温暖化対策実行計画を推進します。
- 温室効果ガスの排出量を抑制するため、太陽光等の再生可能エネルギーや、天然ガス等のクリーンエネルギーの利用促進のほか、省エネルギー設備の導入促進を図ります。
- 移動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、公共交通機関の利用や低公害車の導入を促進し、市民、事業者等への啓発を図ります。
- 市街地のヒートアイランド現象を緩和するため、歩道を透水性舗装等にすることにより、地表面の透水性の向上を図ります。
- 森林による二酸化炭素吸収量を増加させるため、森林の下草刈りや間伐等の森林の維持管理を通じて健全な森林を育成するとともに、伐採木の活用を図ります。

施策② 地球温暖化適応策の推進

- 地球温暖化による気候変動に伴って、農林水産業や自然生態系、自然災害等、様々な影響（リスク）が懸念されていることから、その対策を検討します。

懸念される気候変動の影響の例

分野	懸念される気候変動の影響
農業、森林・林業	一等米比率の低下、病害虫の発生増加 等
水環境・水資源	水質悪化、無降水日数の増加や降雪量の減少による渇水増加 等
自然生態系	イノシシ等有害鳥獣の生息域拡大 等
自然災害・沿岸域	大雨等の発生頻度の増加に伴う水害の増加 等
健康	感染症の拡大、熱中症患者の増加 等

資料：気候変動の影響への適応の最近の動向と今後の課題（環境省）を基に長岡市作成

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
長岡市域における温室効果ガス排出量	長岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）により目標を設定します。	
市役所（事務事業）における温室効果ガス排出量	長岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）により目標を設定します。	

関連するSDGsの目標



[75]:

- ・ ページ構成の変更

現在各施策の方向毎に1ページの構成となっているが、各施策の方向毎に見開き2ページの構成とする。

各施策の方向性について「市の役割」、「市民の役割」、「事業者の役割」を記載する。

「市の役割」:「ア 基本施策」の内容
「市民の役割」、「事業者の役割」:「第5章環境配慮指針」の内容

- ・ 関連するSDGsの目標の見直し（中間見直し）

全ての施策の方向の関連するSDGsの目標を再確認し必要に応じて修正する。

[76]:

- ・ 表の更新（データ更新）

※表作成中

[77]:

- ・ 表の更新

評価指標は基準値（基準年度）、現状値（中間年度）、目標値（目標年度）の3つの値を整理する。

※以降、同様に対応

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
長岡市域における温室効果ガス排出量	2,449,000t-CO ₂ (平成19年度)	2,212,000t-CO ₂ (令和元年度)	1,800,000t-CO ₂ 中期目標(令和2年度) 383,000t-CO ₂ 長期目標(令和32年度)
市役所（事務事業）における温室効果ガス排出量	79,826t-CO ₂ (平成29年度)	65,452t-CO ₂ (令和3年度)	77,032t-CO ₂ (令和4年度)

関連する SDGs の目標



施策の方向 2 ごみの減量と資源循環の推進

循環型社会の形成に向けて、ごみの 3R (Reduce (排出抑制)、Reuse (再使用)、Recycle (再生利用)) に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 3R の推進

- 長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、一般廃棄物の発生抑制を推進します。
- 使い捨て製品の使用を控えるとともに、レジ袋等不要なものは受け取らない・購入しないなど、廃棄物の排出抑制について啓発を実施します。
- 家庭や飲食店等における消費期限を超えた食品、食べ残し等の食品廃棄物（食品ロス）の発生防止に向けて、啓発を推進します。
- 一般廃棄物の資源化を推進するため、市民や事業者等に対してごみの分別区分についての周知を徹底し、適正な分別収集を推進します。
- 燃やすごみの量を削減するため、枝葉・草の分別収集や生ごみのバイオガス化事業等を推進します。
- 市民団体による集団回収や小売店舗による店頭資源回収等、市民や事業者によるリサイクル活動を支援します。

施策② 省資源対策の推進

- 市は、地球温暖化対策実行計画に基づき、率先してグリーン購入に取り組みます。
- 建設廃棄物（アスファルト、コンクリート廃材、建設発生土等）や下水汚泥等の再生利用を推進します。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
市全体のごみ排出量	88,400t/年（平成 28 年度）	79,300t/年（平成 39 年度）
市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量	884g/人・日（平成 28 年度）	867g/人・日（平成 39 年度）
一般廃棄物におけるリサイクル率	24.7%（平成 28 年度）	27.5%（平成 39 年度）
市のグリーン購入達成率	76%（平成 28 年度）	100%（平成 39 年度）

[78]:

・ 施策の検討（中間見直し）
3R に Renewable（リニューアブル）（再生可能資源への代替）を加えた 3R+Renewable への変更を検討

[79]:

・ 記載内容の検討（データ更新）
目標年度の記載を令和 9 年度に変更
※以降、同様に対応

Ⅱ 人と自然が共生するまち

関連するSDGsの目標



施策の方向3 自然環境の保全と活用

本市の森林や農地、里山をはじめとした自然環境の保全等に関する施策を進めます。また、自然とのふれあいの機会を提供するための施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 森林等自然の保全

- 国立公園、県立自然公園、自然（緑地）環境保全地域や貴重な地形・地質について適正に保全します。
- 森林について、樹木の枝打ちや間伐等適切な整備を実施するとともに、地場産材の利用促進を図るなど、良好な森林の維持に取り組みます。
- 市民や事業者が地域の自然環境について認識を深め、環境保全行動が地域社会に根付くよう啓発します。

施策② 農地、田園・里山の保全と活用

- 二次林や里山・棚田等、多様な生物が生息する農村地域の環境を保全します。
- 堆肥を利用した土づくり、化学肥料や農薬使用の低減など、環境への負荷が少ない農業を推進します。
- 長岡市農村環境計画に基づき、中山間地をはじめとした豊かで美しい田園を守り育て、生き物との共生を図るとともに、安全・安心な農作物づくりに努め、持続可能な農業を展開します。

施策③ 自然とのふれあいの推進

- 野外レクリエーション施設や自然観察林等、自然とふれあえる環境の整備・管理を推進します。
- 農業体験や自然体験、伝統工芸体験等、地域の豊かな資源を活用し、グリーン・ツーリズムを推進します。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
森林整備面積	32.6ha（平成28年度）	増加させる（平成39年度）
野外レクリエーション施設数	21か所（平成29年度）	21か所（平成39年度）
GAP（農業生産工程管理）の認証※件数	個人認証：5農場 団体認証：2団体（8農場） （平成29年度）	個人認証：10農場 団体認証：2団体（18農場） （平成39年度）

※ GAP（農業生産工程管理）の認証：一般財団法人日本GAP協会等の第三者機関が、食の安全や環境保全、労働安全等に取り組む農場を審査し、認証する制度

関連する SDGs の目標



施策の方向 4 生物多様性の保全・管理

野生生物の保護・管理のための施策を進めます。また、生物多様性を保全するため、貴重な生物の保全や外来生物対策に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 野生鳥獣の適切な管理

- 野生鳥獣の生息状況等の把握に努め、関係機関とともに有害鳥獣による人的被害や農林水産業被害の防止に向けた対策・検討を進めます。
- 関係機関と連携し、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル等、特定野生鳥獣の個体数等の管理に努めます。
- 獣害アドバイザー派遣業務を通じて、有害鳥獣による生活環境被害防止を図ります。

施策② 貴重な生物の保全

- 市民や事業者に対し、貴重な生物の保護を呼びかけるなど、市内に生息する多種多様な生物の保全に努めます。
- 外来生物による影響等の情報把握に努めるとともに、外来生物が生態系に与える影響等について分かりやすく情報提供します。
- 自然公園等の豊かな自然環境を保全するとともに、人との関わりによって維持されている里地、里山等の保全を図ります。
- 佐渡におけるトキの飼育繁殖及び野生復帰事業を支援するため、トキの分散飼育を行うとともに、飼育しているトキを一般公開し、トキ保護をはじめ自然環境保全の重要性について周知します。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
トキ分散飼育センターでのトキの繁殖数	26 羽 (平成 28 年度までの累計)	50 羽 (平成 39 年度までの累計)
サル情報メール [※] の登録者数	45 人 (平成 29 年度)	増加させる (平成 39 年度)

※ サル情報メール：ニホンザルによる生活環境被害が多く発生している地域において、行動域調査を実施し、希望者に対して調査結果をメール配信しているもの

[80]:

・ 施策内容の見直し検討（中間見直し）
長岡駅前などで被害が発生しているムクドリに係る記載の追加など一部内容の加除修正

※見直し内容検討中

Ⅲ 環境汚染のない安全なまち

関連する SDGs の目標



施策の方向 5 大気汚染・悪臭の防止

良好な大気環境を保全するため、大気汚染物質の発生源対策や、大気の監視体制に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 大気汚染物質の発生抑制の推進

- 市の廃棄物処理施設については、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質等の発生抑制対策を講じ、適正に管理します。
- アスベストについては、県と連携し、建築材料や建築物の解体現場等からの大気中への飛散防止を図ります。
- 大気汚染物質の排出を抑制するため、電気自動車やハイブリッド車、天然ガス自動車等、大気環境への負荷が少ない低公害車の普及を促進します。
- 不必要な排ガスの発生を抑制するため、急加減速を行わないなどのエコドライブの普及を促進します。
- 自家用車等の利用をできるだけ抑制するため、バス等の公共交通機関の利便性の向上を図るとともに、歩道や自転車道を整備し、自動車に頼らずに安全快適に移動できる環境の整備を実施します。
- 県の大気観測データを有効活用し、光化学スモッグ注意報等の発令時には、迅速かつ的確に市民、事業者へ周知します。
- フロン類については、県と連携し、フロン類を用いた空調機器等の適切な維持管理や専門業者を通じた適切な処分について周知します。

施策② 悪臭の発生抑制の推進

- 工場や事業場等からの悪臭については、発生源者に対して指導を行い、その発生の防止を図ります。
- 野焼きについては、現地指導や広報等を通じて適正な処理について周知します。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
大気汚染物質の環境基準の達成状況	光化学オキシダントのみ 非達成 (平成 28 年度)	すべての項目で達成 (平成 39 年度)
大気汚染・悪臭に関する公害苦情処理件数	32 件 (平成 28 年度)	減少させる (平成 39 年度)

関連する SDGs の目標



施策の方向 6 水質汚濁の防止

河川等の水質を保全するため、生活排水等の対策や河川の水質浄化対策、水質監視体制の充実に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 生活排水・事業場排水対策の推進

- 公共下水道の整備を推進するとともに、供用されている区域に居住している市民に対して速やかに下水道へ接続するよう指導し、水洗化を促進します。
- 公共下水道事業の計画区域外の居住者に対しては、合併処理浄化槽の設置を指導するなど、公共用水域の水質汚濁防止を図ります。
- 工場・事業場からの排水については、適切な排水処理を指導するなど、公共用水域の水質汚濁防止を図ります。

施策② 河川の水質浄化対策の推進

- 河川の水質悪化防止のための用悪水路の整備、河川水量確保のための森林保全・整備や透水性舗装の実施等に取り組みます。

施策③ 水質監視体制の充実

- 河川や海域における水質汚濁の状況を把握し、有害物質等による水質汚染の未然防止を図るため、水質監視体制を充実します。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
汚水処理人口普及率	97.2%（平成 28 年度）	100%（平成 39 年度）
河川における環境基準等達成率（BOD）	93.3%（平成 28 年度）	100%（平成 39 年度）

関連するSDGsの目標



施策の方向 7 土壌環境の保全

土壌環境を保全するため、土壌汚染、地下水質の把握及び地下水保全に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 土壌・地下水汚染状況の把握

- 土壌汚染の状況把握に努めるとともに、汚染が確認された土地に対しては必要に応じて汚染区域の指定を行い、土地の所有者に対し、汚染土壌の管理方法等について指導します。
- 有害物質による土壌や地下水の汚染を的確に把握するため、地下水質の監視体制の充実を図ります。

施策② 地下水保全対策の推進

- 消雪用地下水の過剰なみあげによる地下水位の大幅な低下を防止するため、消雪用地下水の節水について周知するなど、地下水の適正利用を推進します。
- 地下水位等の監視体制の充実を図ります。
- 森林の保全・整備や透水性舗装の導入、河川水量の確保等を通じ、地下水のかん養に取り組みます。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
長岡高校地下水位観測井における地下水の最低水位（地表面下）	17m（平成 28 年度）	維持する（平成 39 年度）



関連する SDGs の目標



施策の方向 8 静けさの保持

工場・事業場からの騒音・振動や日常生活等から生ずる近隣騒音[※]、交通による騒音の抑制に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 工場等の騒音・振動対策

- 工場、事業場等の発生源に対して、特定施設の設置や建設作業時の届出を徹底し、騒音・振動の未然防止を図るとともに、立入指導等を実施します。
- 工業団地等の対象地域に新たな工場が立地される際には、立地する事業者と公害防止・環境保全協定を締結し、騒音・振動による公害の未然防止を図ります。

施策② 近隣騒音[※]対策

- 一般家庭から発生するステレオやエアコン室外機の音等の近隣騒音の防止について、周知を図ります。

施策③ 交通騒音対策

- 低騒音型舗装や防音壁の導入、沿道地域における土地利用の適正化等、自動車走行に伴う騒音の発生抑制・対策を実施します。
- 自家用車等の利用をできるだけ抑制するため、バス等の公共交通機関の利便性の向上を図るとともに、歩道や自転車道を整備し、自動車に頼らずに安全快適に移動できる環境の整備を行います。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
一般環境騒音の環境基準超過地点数	2 地点（平成 28 年度）	0 地点（平成 39 年度）
高速自動車道騒音の環境基準超過地点数	0 地点（平成 28 年度）	0 地点（平成 39 年度）
騒音に関する公害苦情処理件数	18 件（平成 28 年度）	減少させる（平成 39 年度）

※ 近隣騒音：一般に、騒音のうち工場・事業場、建設作業、自動車・航空機・鉄道等からの騒音以外の飲食店等の深夜営業店のカラオケの音、物売り等の拡声器の音、家庭からの楽器や電化製品の音やベットの鳴き声等を指す。

関連する SDGs の目標



施策の方向 9 化学物質による環境汚染の防止

有害化学物質による環境リスクを低減するため、分かりやすい情報提供に努めることにより、市民、事業者、行政の情報共有を進め、事業活動や日常生活等における有害化学物質の適正な使用・管理を促します。

ア 基本施策

施策① 化学物質に係る情報の提供

- 市民、事業者が化学物質に対して、より具体的な予防行動を起せるよう、国や県、NPO等の化学物質の知見等について、分かりやすく情報提供を行います。
- 生物や環境への危険性が疑われている化学物質やこれを含む製品については、可能な限り安全なものに替えていくなど、化学物質による被害の防止を図ります。

施策② 環境中の化学物質のモニタリング調査

- ダイオキシン類をはじめとする環境中の化学物質について、国・県等と連携して調査します。
- 河川・地下水・土壌等における環境汚染が確認された場合は、被害の拡大防止を図り、迅速に情報提供します。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
魚類へい死等の環境汚染事案の発生件数	1 件（平成 28 年度）	0 件（平成 39 年度）
ダイオキシン類の環境基準達成率（河川水）	100%（平成 28 年度）	100%（平成 39 年度）

関連する SDGs の目標



施策の方向 10 廃棄物の適正処理

廃棄物を適正に処理するため、一般廃棄物や産業廃棄物の適正な処理に関する施策を進めます。また、ごみの不法投棄の防止や環境美化のための施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 一般廃棄物対策

- 長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を推進します。
- 市の一般廃棄物処理施設を適正に維持管理するとともに、新たな処理施設の整備を進めます。

施策② 産業廃棄物対策

- 市内及び隣接市にまたがる産業廃棄物処理施設について、地元住民や県と連携し、施設が適正に維持管理されているかどうか監視します。
- 市有施設の PCB 廃棄物については、PCB 特別措置法に基づき、期限内に適正に処分します。
- 建築物の解体等に伴い生ずるアスベスト廃棄物については、県と連携して適正処理を促進します。

施策③ ごみの不法投棄の防止と環境美化対策

- 市民や事業者によるクリーン作戦等の活動の実施に際して、支援を行います。
- 環境美化推進員の活動を通じて、地域の美化を進めるとともに、不法投棄に対する監視体制を強化します。
- 「長岡市空き地管理の適正化に関する要綱」に基づき、雑草等が繁茂したまま放置されている土地の管理者に対し、適正に管理するよう指導します。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
一般廃棄物の不法投棄に関する公害苦情処理件数	66 件（平成 28 年度）	30 件（平成 39 年度）
市有施設における PCB 廃棄物保管量	1,203 個（平成 28 年度）	0 個（平成 39 年度）

IV 心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち

関連する SDGs の目標



施策の方向 11 快適で魅力的なまちの創造

快適で魅力的なまちをつくるため、市街地の緑化や水辺空間の整備に関する施策を進めます。また、良好な景観を保全するための施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 都市緑化の推進

- 市民や行政、事業者等が協働・連携しながら、総合的かつ計画的に緑の保全と緑化を推進します。
- 幹線道路での街路樹の植栽や鉄道廃線敷等を活用した緑地・公園の整備を進めるほか、地域の顔となるエリアを「緑の拠点」と位置づけ、地域が誇れる緑の空間づくりに取り組みます。
- 長岡市緑花センター「花テラス」を拠点とした様々な花づくり活動や教室の開催等を展開し、市民の緑化に対する意識啓発・担い手の育成等を図るほか、花いっぱい運動の開催や民間施設・民有地における緑化への支援等を行い、市民の緑化活動を促進します。

施策② 水辺空間の整備

- 多様な動植物の生息環境を保全するため、自然環境に配慮した河川整備を推進します。
- 河川沿いの散策路や自然体験の場等、市民に親しまれる親水空間づくりを進めます。

施策③ 景観まちづくりの推進

- 長岡市景観アクションプランで定める景観形成方針や景観アドバイザーを活用し、長岡らしい美しい景観まちづくりを進め、生活環境の向上やまちの魅力・価値の創出を図ります。
- 市民、事業者の主体的な活動を支援するほか、学習機会の提供等の啓発事業の実施により、市民、事業者、行政の協働による景観まちづくりを進めます。
- 自然、歴史、文化等の地域固有の景観資源を活かした街なみ環境整備を進めます。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
都市計画区域内人口 1人当たりの都市公園面積	24.3 m ² /人（平成 28 年度）	維持する（平成 39 年度）
都市公園面積	585.21ha（平成 28 年度）	維持する（平成 39 年度）





施策の方向 12 環境に配慮した土地利用と開発の推進

土地利用について、環境に配慮した土地利用に関する施策を進めます。また、開発の際には自然環境と調和に努めるための施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 適正な土地利用

- 自然公園や自然（緑地）環境保全地域等の美しく豊かな自然環境について、市民の保健や休養、自然とのふれあいの場として活用するとともに、適正な保全を行い、次の世代に引き継ぐ貴重な資源として持続的な土地利用を図ります。
- 森林や農地が広がる地域では、地球温暖化の防止や防災機能の維持、食料確保等の多面的機能が発揮されるよう適正に保全しつつ、地域特性に配慮した計画的な土地利用を図ります。
- 人口減少や高齢化が進展しても、自家用車に過度に依存せず生活できるコンパクトなまちづくりに取り組みます。
- 用途地域の適正配置による住工混在等の解消、大気汚染・騒音抑制のための街路樹や緑地の適正な配置を行うなど、環境に配慮した土地利用を図ります。

施策② 自然環境と調和する開発

- 環境と調和した開発事業へと誘導するため、開発事業に対する環境配慮指針を事業者に対して周知・啓発するとともに、国土利用計画（長岡市計画）の調整指導方針等に基づき、都市地域や農業地域等との間の総合調整を図ります。
- 大規模な開発事業の実施に当たっては、環境アセスメントや大規模開発行為の事前協議等既存制度の適正運用に努めるとともに、開発事業者に対し、環境への配慮を促します。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
農地面積 （国土利用計画）	185.90km ² （平成 26 年度）	183.36km ² （平成 37 年度）
森林面積 （国土利用計画）	437.60km ² （平成 26 年度）	437.75km ² （平成 37 年度）

V 協働で良好な環境を未来につなぐ人づくり

関連する SDGs の目標



施策の方向 13 人づくりの推進

環境保全意識の醸成に関する施策を進めます。また、各種環境に関連する情報を収集・提供するための施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 啓発事業の推進

- 環境配慮指針の周知を通して、市民や事業者の環境保全意識を醸成し、日常生活等における積極的な行動へと繋げるため、効果的な取組を進めます。
- 自然環境の保全活動や自然体験イベント等を通じて、市民が自然に触れる機会を創出します。

施策② 環境教育の推進

- 出前講座等の開催を通じて、特に次世代を担う子ども達への環境学習の場や学びの機会を積極的に創出します。
- 環境問題をテーマとした講座等を開催し、より多くの市民や事業者の環境保全に対する意識の醸成を促します。

施策③ 環境情報の収集と提供

- 国や県、NPO等の発信する環境情報について積極的に情報収集し、市民にわかりやすく提供します。
- 市の広報誌やホームページ、SNS等を活用し、環境に関連する情報を提供します。
- 国、県等が行う調査研究に対して協力します。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
学校での地球温暖化等に関する出前講座の実施回数	4回（平成28年度）	増加させる（平成39年度）
環境に関する出前講座の実施回数（市民・事業者向け）	25回（平成28年度）	29回（平成39年度）
自然観察会等の実施回数	129回（平成28年度）	維持する（平成39年度）

関連する SDGs の目標



施策の方向 14 市民、事業者、NPO等の参画と協働

市民、事業者、NPO等との協働による環境保全の取組を推進するため、市民、事業者、NPO等の取組の支援や環境教育・環境学習の推進等に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 市民、事業者、NPO等の取組の推進

- 環境配慮指針の周知を通して、環境保全意識の醸成を図ります。
- 市民や地域、NPO等による環境保全活動を支援し、連携・協働による環境保全の取組を促進します。
- 地域の環境問題を地域が主体的に解決できるよう、様々な角度からの支援を検討します。
- 地域で行っているクリーン作戦等の美化活動や河川・湧水の保全活動等の取組について情報発信するなど、環境保全に対する市民の意識の醸成を図ります。
- 事業活動における環境保全対策の取組を支援します。
- 環境への負荷の低減に資する製品やサービスの提供等、事業者によるエコビジネスを支援します。
- 官民一体となって実施するイベント等を通じて、環境保全に取り組む事業者のネットワークづくりを図ります。
- 新潟県環境保全連合会等と連携して事業者向けセミナー等を開催し、環境保全に関する意識の醸成を図ります。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
官民協働で行う環境イベントの開催回数	2回（平成28年度）	3回（平成39年度）

第 5 章

環境配慮指針

1 環境配慮指針の目的

良好な環境の将来世代への継承に向け、望ましい環境像を実現するためには、市民、事業者及び市が私たちの活動と環境との関わりについて理解を深め、それぞれの立場からライフスタイルや事業活動等を見直し、適切な環境配慮を行うことが大切です。

本計画の推進に向けて、私たちの日常生活、社会経済活動における環境に配慮すべき事項について、「環境配慮指針」として示します。

2 環境配慮指針

(1) 「低炭素・資源循環型のまち」を実現するために

【市民】

区分	配慮事項
地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「COOL CHOICE※」（クールチョイス）を心がけましょう。 電気製品等の買い替えの際には、省エネルギー型のものを選択しましょう。 照明やテレビをこまめに消すほか、テレビやパソコン等の電気製品を使用しないときにはコンセントを抜くなど、身近な節電を心がけましょう。 冷暖房は適温（冷房 28℃、暖房 20℃）を保つように心がけましょう。 みんなでひとつの部屋、場所に集まり、冷暖房にかかるエネルギーを節約する取組である「クールシェア」「ウォームシェア」を実践しましょう。 家屋の断熱性を向上させるなど、エネルギーの効率的な利用を心がけましょう。 マイカーの利用を控え、バス等の公共交通機関や自転車を利用しましょう。 自動車やバイクの運転に際しては、急発進・急加速・急ブレーキを控えるなど、エコドライブを心がけましょう。 自動車の購入に当たっては、電気自動車やハイブリッド車、天然ガス自動車等低公害車の購入を検討しましょう。 太陽光等の再生可能エネルギー利用設備の導入や、雨水貯留槽による雨水の再利用を心がけましょう。

※ COOL CHOICE：日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと

[81]:

・ 項目の移動（中間見直し）
本項目の内容を第 4 章第 1 節に移動させる。

[82]:

・ 項目の移動（中間見直し）
「施策の方向性」毎の環境配慮指針の内容を「市民の役割」、「事業者の役割」として第 4 章第 2 節に移動させる。（第 4 章第 2 節は現在各施策の方向毎に 1 ページの構成となっているが、各施策の方向毎に見開き 2 ページの構成とする。）

[83]:

・ 配慮事項の内容検討（中間見直し）
配慮事項の内容は長岡市エネルギービジョン（仮称）（策定中）の内容と整合を取る。

・ 配慮事項の内容検討（中間見直し）
建物の省エネ（市民：ZEH、事業者：ZEB）について記載
※記載内容検討中

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食器洗いやシャワー使用時には水やお湯を出しっぱなしにしないほか、洗濯時には風呂水の再利用を行うなど、節水を心がけましょう。 ・ 農産物等は地場産のものを選択しましょう。 ・ 環境イベントやインターネット等を通じて、環境保全についての様々な情報を入手し、そこで学んだことを率先して取り組みましょう。
ごみの減量と資源循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 商品を購入する際は、本当に必要なものかどうか、無駄にならないかを十分検討しましょう。 ● 商品を購入する際は、できるだけ耐久性に優れた商品を選択しましょう。 ● 購入した製品が故障・破損した場合も修理・修繕し、できるだけ長く使用するよう心がけましょう。 ● 使い捨て商品は利用せず、再使用が可能なもの（リユースびん等）や再生品（再生紙を利用した文房具等）を選択し、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に配慮した商品の利用を心がけましょう。 ● 生分解性製品[※]等、環境にやさしい商品を購入しましょう。 ● 商品を購入する際は、簡易な包装の品物を選ぶことを心がけるとともに、マイバッグを使用するなど、レジ袋等の削減を心がけましょう。 ● 食品ロスを削減するため、「消費期限」「賞味期限」を正しく理解するとともに、料理は食べられる分だけ作ることを心がけましょう。 ● ごみは適切に分別しましょう。 ● 生ごみは、堆肥化容器等で減量し堆肥化するほか、生ごみ用指定袋に入れて、生ごみの収集日にごみステーションへ出しましょう。 ● 空きびんや空き缶、古紙類、古着・古布等の資源物は分別し、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に心がけましょう。 ● 集団回収等のリサイクル活動に積極的に参加しましょう。 ● フリーマーケットや不用品交換会等の場を有効に活用しましょう。

※ 生分解性製品：微生物と酵素の働きによって、最終的に水と二酸化炭素にまで分解される製品のこと

【事業者】

区分	配慮事項
地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「COOL CHOICE」（クールチョイス）を心がけましょう。 ・ 施設や設備の新設・更新に当たっては、省エネ型を選択するとともに、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入を心がけましょう。



	<ul style="list-style-type: none"> ・ こまめな消灯等、節電を心がけましょう。 ・ 冷暖房は適温（冷房 28℃、暖房 20℃）を保つように心がけましょう。 ・ 市民がクールシェアやウォームシェアできる場所を提供しましょう。 ・ 自動車やバイクの運転に際しては、急発進・急加速・急ブレーキを控えるなど、エコドライブを心がけましょう。 ・ 自動車の購入に当たっては、電気自動車やハイブリッド車、天然ガス自動車等低公害車の導入を検討しましょう。 ・ 製品開発に当たっては、省エネルギー型やリユース（再使用）あるいはリサイクル（再生利用）可能なものとなるように心がけましょう。 ・ 生産工程で生じた廃熱を有効利用するとともに、省エネルギー機器の導入等により、省資源・省エネルギーに努めましょう。 ・ 業務用の冷凍庫・冷蔵庫、エアコン等の空調機器は、フロン類の漏えいがないか定期的に点検し、廃棄する際には適正に処分しましょう。 ・ 従業員が環境に配慮した行動をとれるように、環境問題や環境保全対策等に関する環境教育を社内で実施しましょう。
ごみの減量と 資源循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 使い捨て商品は利用せず、再使用が可能なもの（リユースびん等）や再生品（再生紙を利用した文房具等）を選択し、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に配慮した商品の利用を心がけましょう。 ● 過剰包装を自粛し簡易包装に努めるとともに、包装材や容器等のリユース（再使用）とリサイクル（再生利用）に努めましょう。 ● 小売業においては、消費者のマイバッグ持参を推奨し、レジ袋を削減するよう心がけましょう。また、食品トレーや牛乳パック等の回収ボックスを設置し、消費者のリサイクル活動に協力しましょう。 ● 資料や宣伝用チラシ等は、再生紙を利用するとともに、両面印刷を行い、できる限り紙の使用量を少なくしましょう。 ● 消費者に対して、エコマーク商品等環境にやさしい商品を提供しましょう。 ● 飲食業においては、食べ残しを減らすため、ハーフサイズや小盛りのメニューの用意等を心がけましょう。 ● 家畜ふん尿は適正に管理するとともに、堆肥化等によるリサイクル（再生利用）を行いましょう。



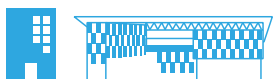
(2) 「人と自然が共生するまち」を実現するために

【市民】

区分	配慮事項
自然環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 市等が開催する自然観察会やグリーン・ツーリズム等に積極的に参加し、自然環境への理解を深めるように心がけましょう。 ● 国定公園や県立自然公園等の優れた自然に触れ、これを楽しみましょう。 ● 自然公園や野外レクリエーション施設の利用等、自然とのふれあいの機会を設けましょう。 ● 農地の管理・保全に努めるとともに、耕作放棄地を増やさないように様々な活用方法を検討しましょう。 ● 市民農園や体験型農場等における農薬の使用に配慮し、環境にやさしい農法を積極的に導入しましょう。 ● 山林の所有者は、下草刈りや間伐を行いましょ。 ● 地場産材を利用し、森林の育成に協力しましょう。 ● 市民参加による植樹活動等を通じて、森林に親しみましょう。
生物多様性の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性の重要性を理解し、地域の自然環境について見識を深めましょう。 ● 貴重な生物の乱獲を防止し、保護に取り組みましょう。 ● 外来生物の存在を意識し、地域における生息・生育を抑制する活動を行いましょ。 ● 有害鳥獣による農作物被害を防止するため、電気柵の設置等、地域ぐるみの対策を検討しましょう。

【事業者】

区分	配慮事項
自然環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境にやさしい農法を積極的に導入するとともに、こうした農法で収穫された安心・安全な農産物や地場産の高品質・高付加価値な農産物を市内で優先的に販売し、消費者と協力して地産地消を推進しましょう。 ● 耕作放棄地や休耕田の土地管理者は、土地の荒廃を防止するため、除草等適正に管理しましょう。
生物多様性の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 動植物の生息環境の改変を最小限に留めるような工法等を選定しましょう。 ● 熱帯材は使用しないように努めましょう。



(3) 「環境汚染のない安全なまち」を実現するために

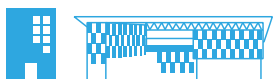
【市 民】

区分	配慮事項
<p>大気汚染・悪臭の防止、 水質汚濁の防止、 土壌環境の保全、 静けさの保持、 化学物質による 環境汚染の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● マイカーの利用を控え、バス等の公共交通機関や自転車を利用しましょう。 ● 自動車やバイクの運転に際しては、急発進・急加速・急ブレーキを控えるなど、エコドライブを心がけましょう。 ● 自動車の購入に当たっては、電気自動車やハイブリッド車、天然ガス自動車等低公害車の導入を検討しましょう。 ● 食器の油污れ等は、水と一緒に流さないで拭き取るなど、適切な処理を行い、生活排水による環境負荷の低減を心がけましょう。 ● 洗剤を使用する際は、適量を計り、無駄のないように使用し、排水時の環境負荷の低減に心がけましょう。 ● 灯油等をホームタンクから給油する際には、こぼさないように細心の注意を払い、万一こぼれてしまった場合は拭き取り、側溝や河川に流れ込まないようにしましょう。 ● 消雪用地下水は、無駄にくみ上げることのないよう節水しましょう。 ● 楽器や音響機器の使用に際しては、時間や音量を考えて、近隣騒音とならないように心がけましょう。 ● 農業は、使用する植物や使用量、使用時期等についてラベルの表示に従い、風向き等に留意し、最小限の範囲に使用しましょう。
<p>廃棄物の適正 処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみは適切に分別し、決められた収集日にごみステーションに出しましょう。 ● ごみのポイ捨ては行わないようにしましょう。 ● 野焼きを行わないようにしましょう。 ● 河川、道路側溝、公園のクリーン作戦等、地域の清掃・環境美化活動に積極的に参加しましょう。



【事業者】

区分	配慮事項
<p>大気汚染・悪臭の防止、 水質汚濁の防止、 土壌環境の保全、 静けさの保持、 化学物質による 環境汚染の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車やバイクの運転に際しては、急発進・急加速・急ブレーキを控えるなど、エコドライブを心がけましょう。 ● 自動車の購入に当たっては、電気自動車やハイブリッド車、天然ガス自動車等低公害車の導入を検討しましょう。 ● 飲食業においては、調理屑等の残さの処理や、グリーストラップの維持管理等により、適切な排水処理を行いましょう。 ● 建設工事による濁水の流出を仮沈砂池の設置等により極力減らし、下流の公共用水域の利水・治水や流域の生態系に悪影響が及ばないようにしましょう。 ● 地下水の利用については、節水型設備を導入するなど節水に努めましょう。 ● 駐車場等の除雪はできるだけ機械除雪とし、地下水による消雪は必要最小限にとどめましょう。 ● 建設発生土の適正な処理を行うとともに土壌汚染を防止し、地下水質の保全に努めましょう。 ● 農地や里山の適正な管理を行うことにより、水源かん養・水質浄化機能等の環境保全機能や景観の維持に努めましょう。 ● 建設工事に伴う粉じんや騒音・振動により周辺環境へ悪影響を及ぼさないように、低振動型工法や環境配慮型の工事事業用機械を導入しましょう。 ● 夜間照明の照度や向き、時間に配慮するとともに、商業宣伝の音量を下げるなど、近隣公害の発生を防止しましょう。 ● 夜間、早朝における物資の搬出入に伴う車両の騒音、振動の軽減に配慮しましょう。 ● 事業活動でどのような化学物質を使用しているか把握し、適正な使用・管理に心がけましょう。また、危険性が指摘されている、あるいは危険性が疑われている物質や製品については、安全なものに替えましょう。 ● 環境保全にどのような取組をしているかなどについて、積極的な情報の開示に努めましょう。
<p>廃棄物の適正 処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物については、リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）するよう、分別処理体制の確保に努めましょう。 ● 廃棄物については減量化に取り組むとともに、マニフェスト制度[※]等により適正に処理・処分を行いましょう。 ● 廃棄物処理時には、周辺の環境汚染防止に十分配慮し、廃棄物の種類に合わせて、施設整備を含めた適切な処理を行いましょう。



	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物を処理施設に搬入する際には、大気汚染、悪臭、騒音・振動等が生じないように十分な措置を講じましょう。 ● 稲わらやもみ殻は焼却せず、すき込みや堆肥づくりに利用するなど、適正に処理しましょう。 ● 農業に用いた塩ビ管やビニールシート、ビニールマルチ等は、生分解性のものを用いるか、適正な処分を行いましょう。 ● 建設工事に伴い生ずる土砂・汚泥・廃材等については、建設リサイクル法等の法令に従い、リサイクル（再生利用）するとともに、適正に処理・処分しましょう。 ● 建設資材は、できる限りリユース（再使用）品・リサイクル（再生利用）品を使用しましょう。
--	--

※マニフェスト制度：産業廃棄物の委託処理における排出事業者の責任を明確化し、不法投棄の未然防止を目的とした制度。排出事業者が処理を委託する際に、産業廃棄物の種類・数量・運搬事業者・処分事業者等を記入したマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付します。

（４）「心の豊かさを感じられる快適で魅力的なまち」を実現するために

【市 民】

区分	配慮事項
快適で魅力的なまちの創造	<ul style="list-style-type: none"> ● 街路樹や公園等の地域の身近な木々の緑を大切にし、その保護や植樹活動を心がけましょう。 ● 庭等に木や花を植えるように心がけましょう。 ● 身近な水辺空間を大切にしましょう。 ● 地域の清掃活動、環境美化活動、緑化活動に積極的に参加しましょう。

【事業者】

区分	配慮事項
環境に配慮した土地利用と開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業所等の敷地は、積極的に緑化しましょう。 ● 看板等の設置については、周辺の景観と調和するように配慮しましょう。

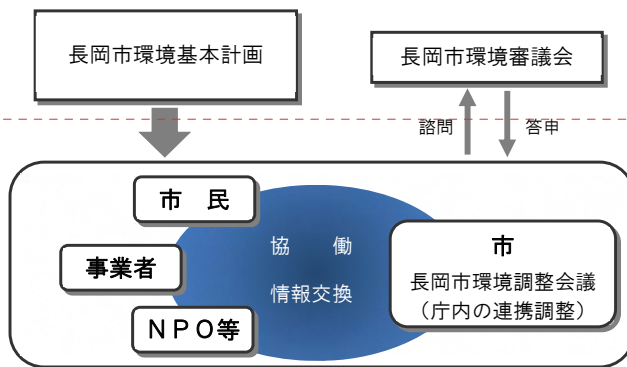


第 6 章

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市民、事業者、NPO等、市の協働による取組が重要となります。このため、下図に示す推進体制によって、計画の効果的な推進を図ります。



[84]:

- ・目次構成の変更（中間見直し）
「第 5 章」に変更

[85]:

- ・記載内容及び図の変更（中間見直し）
本文及び図を現状に合わせて変更

ア 長岡市環境調整会議による推進

本計画の推進に関する事項については、市の内部組織である「長岡市環境調整会議」が全庁的な総合調整を図りながら計画の進行管理を行い、市内部の取組を強化することとします。また、環境審議会での審議を経て、「環境に関する年次報告書」を作成することで、市民、事業者計画の進捗について公表します。

イ 長岡市環境審議会による検証

本計画の進行管理や環境施策等について、公正かつ専門的な立場から検証するために、市民、事業者、学識経験者等で構成される「長岡市環境審議会」を開催し、広く意見を求め施策の取組状況を検証することで施策に反映させることとします。

ウ 意見の聴取・反映

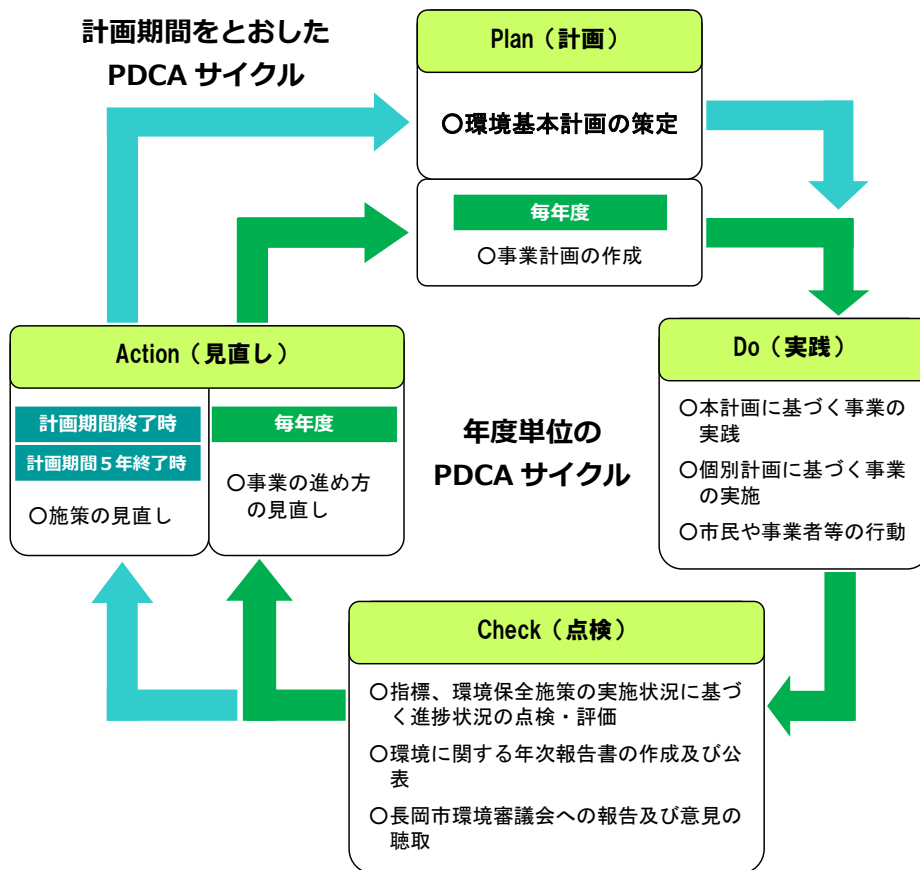
「環境に関する年次報告書」により、本計画の施策の取組状況を公表し、市民、事業者等からの意見を聴取します。

寄せられた意見は、「長岡市環境調整会議」及び「長岡市環境審議会」を通じて、施策に反映させることとします。

2 計画の進行管理

本計画の進行は、環境管理システムの基本的なサイクル(PDCAサイクル)に従って管理します。

なお、PDCAサイクルとは、「計画(方針・目標の設定)⇒実践⇒点検⇒見直し」という繰り返しの中で継続的な改善を行っていく環境管理の考え方です。



資料編

資料1 計画策定の経過

本計画の策定にあたっては、長岡市環境基本条例に基づき、長岡市環境審議会において審議を行いました。

また、市民及び事業者を対象としたアンケート調査、市民意見募集（パブリックコメント）の実施により、広く意見の募集に努め、計画策定の参考としました。

[86]:

・ 記載内容の変更（情報の追加）
中間見直し実施の旨記載。
※記載内容検討中

年 月 日	会 議 等	主な実施内容
平成 29 年 8月4日～ 8月21日	市民・事業者向けアンケート調査の実施	・「長岡市の環境に関するアンケート」 (市民 1,088 人、157 事業者が回答)
平成 29 年 9月28日	第1回長岡市環境審議会	・「第4次長岡市環境基本計画(骨子案)」 について審議
平成 29 年 12月25日	第2回長岡市環境審議会	・「第4次長岡市環境基本計画(素案)」 について審議
平成 30 年 2月1日～ 2月21日	市民意見募集（パブリックコメント）の実施	・意見数 1人、1件
平成 30 年 3月7日	第3回長岡市環境審議会	・計画案に係る市民意見募集結果について 報告 ・「第4次長岡市環境基本計画(案)」 について審議
平成 30 年 3月	「第4次長岡市環境基本計画」 策定	

資料2 長岡市環境審議会委員名簿

(敬称省略)

(任期：平成29年7月25日から平成31年7月24日)

	氏名	所属等
1	◎ 解良 芳夫	長岡技術科学大学 生物機能工学専攻 教授
2	小林 花子	長岡造形大学 造形学部 准教授
3	西俣 先子	長岡大学 准教授
4	宮腰 和弘	長岡工業高等専門学校 環境都市工学科 教授
5	龍池 明美	小国小学校 校長
6	田村 鉄弥	北陸ガス株式会社 長岡支社
7	湯澤 伸也	東北電力株式会社 長岡営業所長
8	中山 謙一	越後交通株式会社 乗合バス営業部 集合バス課長
9	丸山 将範	原信ナルスオペレーションサービス株式会社 TQMCSR部長
10	横山 丈浩	越後ながおか農業協同組合 営農部 営農企画課長
11	坂本 典男	中越よつば森林組合 参事
12	○ 大原 興人	長岡商工会議所 副会頭
13	平澤 新太郎	公益財団法人こしじ水と緑の会 理事
14	猪俣 友子	公募
15	若井 由佳子	公募

◎会長 ○副会長

[88]:

・表の更新（情報の更新）
現時点での環境審議会委員の名簿に更新。
※名簿作成中

資料3 用語集

<数字・アルファベット>

BOD	水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素の量を表す。この値が大きいほど水質の汚濁が進んでいることを意味する。
COOL CHOICE	日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動等、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと
GAPの認証	一般財団法人日本GAP協会等の第三者機関が、食の安全や環境保全、労働安全等に取り組む農場を審査し、認証する制度のこと
IPCC (気候変動に関する 政府間パネル)	人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織
NPO	継続的、自発的に営利を目的としない社会貢献活動を行う団体の総称
PCB	ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。主に油状の物質であり、電気機器の絶縁油等に利用されてきたが、毒性を有し、現在は製造・輸入ともに禁止されている。
PCB特別措置法 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)	法律では、PCB廃棄物を所有する事業者に対して、保管状況等の届出や期間内に適正に処分する事が義務付けられている。

<五十音>

ア行	
アスベスト	石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物のこと。軟らかく、耐熱・耐摩擦性に優れているため、ボイラー暖房配管の被覆、自動車のブレーキ、建築材等に広く利用されてきたが、肺がんや中皮種の原因となることから、現在では使用が禁止されている。
一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、産業廃棄物以外の廃棄物を指す。主に家庭から排出される廃棄物や事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
雨水貯留槽	雨水を直接河川や下水に流さずに、いったん溜めておく大型の水槽のこと。河川の流量調節や雨水の有効利用などを目的とする。貯留された水は、融雪や散水等の雑用水に使う。
エコドライブ	大気汚染物質や二酸化炭素の排出削減のための環境に配慮した運転のこと。自動車停止時にエンジンを切るアイドリングストップの励行や急発進・急加速を控えることなど
エコビジネス	様々な分野における環境保全に関する企業活動のこと。環境省の分類では①環境負荷を低減させる装置(公害防止装置等)の製造②環境負荷の少ない商品(エコマーク商品等)の製造販売③環境保全に資するサービス(廃棄物処理、環境調査・コンサルタント等)④社会基盤の整備(下水道関連事業等)の4分野がある。
エコマーク商品	(財)日本環境協会が認定した、環境に配慮した商品のこと
汚水処理人口普及率	市内人口に対する下水道や集落排水が整備された区域に居住する人口と、それ以外の区域で合併処理浄化槽を利用している人口の合計値の割合
温室効果ガス	赤外線を吸収する能力をもつ気体のこと。温室効果ガスは地表面からの熱をいったん吸収し、熱の一部を地表面に下向きに放射する。日射に加えて、こうした放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となり、温室効果がもたらされる。
カ行	
外来生物法 (特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)	法律では、生態系等への被害を及ぼすおそれがある外来生物を「特定外来生物」として指定し、その飼育・栽培、運搬、管理、輸入等の規制や防除等を行うこととしている。

[89]:

・用語集の追加(社会情勢の変化)
社会情勢の変化を踏まえて用語を追加。
※追加検討中

合併処理浄化槽	下水道未整備地区における雑排水とし尿を合わせて処理する浄化槽のこと
環境アセスメント	事業等の実施が環境に及ぼす影響について環境項目ごとの調査、予測、評価を行い、保全措置が講じられた場合の環境影響を総合的に評価すること
環境管理システム	環境に関する方針や目標等を設定し、これらの達成に向けて自主的に環境保全に関する取組を進める体制・手続きのこと。環境管理に関する国際的な規格としてはISO（国際標準化機構）の定めるISO14000や環境省が策定したエコアクション21がある。
環境基準	大気、水、土壌、騒音について、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めたもの
環境保全型農業	堆肥を利用した土づくり、化学肥料や農薬使用の低減など、人と自然にやさしい、環境に配慮した農業のこと
近隣騒音	一般に、騒音のうち工場・事業場、建設作業、自動車・航空機・鉄道等からの騒音以外の飲食店等の深夜営業店のカラオケの音、物売り等の拡声器の音、家庭からの楽器や電化製品の音やペットの鳴き声等を指す。
グリーストラップ	厨房排水等に含まれる油分を分離・阻集・貯留する装置のこと
グリーン購入	企業や国・地方公共団体が製品やサービスを調達する際、環境負荷ができるだけ小さいものを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること
グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと
形質変更時要届出区域	土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域を指す。
光化学オキシダント	工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類が、太陽光の照射を受けて、二次的に生成されるもの。高濃度になると粘膜や呼吸器など、人体に影響を及ぼす。
光化学スモッグ	オゾンやアルデヒド等からなる気体成分の光化学オキシダントと、硝酸塩や硫酸塩等からなる固体成分の微粒子が混合して、白くもやがかかったような状態のこと
公共用水域	水質汚濁防止法によって定められる公共利用のための水域や水路のこと。河川、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路（下水道は除く。）等を指す。

サ行

再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス（生物由来の資源）、地熱等がある。
再生可能エネルギー固定価格買取制度	再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者に調達を義務づける制度のこと
サル情報メール	ニホンザルによる生活環境被害が多く発生している市内の地域において、行動域調査を実施し、希望者に対して調査結果をメール配信するサービス
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず、捨てられる食品のこと
親水空間	水や川に触れることで、水や川に対する親しみを深めることができるように整備された公園や河川護岸のこと
水源かん養機能	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと
生物多様性	生物多様性基本法において「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」として定義され、生物の豊かな個性とつながりをさす。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルから構成される。
生分解性製品	微生物と酵素の働きによって、最終的に水と二酸化炭素にまで分解される製品のこと

タ行	
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称。ごみの焼却過程等で非意図的に生成されることがあり、発がん性等の毒性があるとされている。
棚田	山地等の傾斜地に、階段状に作られた水田のこと
低騒音型舗装	通常のアスファルト舗装よりも路面の空隙を多くした舗装のこと。路面の空隙に自動車騒音が吸収され、騒音が低減する。
透水性舗装	舗装体を通じて雨水を直接道路床へ浸透させ、地中に還元させる機能を持つ舗装のこと
特定野生鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカなど、人身や農林水産物等に被害を及ぼし、又はそのおそれのある野生鳥獣として県が定めたもの
ナ行	
二酸化炭素排出係数	温室効果ガスの排出量を算出するため、電気事業者等が毎年公表する数値のこと。電気の使用量にこの数値を乗じ、二酸化炭素の量を算出する。
二酸化窒素	「窒素酸化物」（NOx）の一種。窒素酸化物は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生する。主な発生源として、自動車排出ガスが挙げられる。
二次林	伐採や風水害、山火事等で原生林が破壊された後に成立した森林のこと
農業集落排水施設	農業集落（農業振興地域）における生活排水処理施設のこと
ハ行	
バイオガス	バイオ燃料の一種で、生物の排泄物、有機質肥料、生分解性物質、汚泥、汚水、生ごみ、エネルギー作物等の発酵、嫌気性消化により発生するガスのこと
パリ協定	京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルールのこと。2015年11月から12月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択され、16年11月に発効した。産業革命前からの気温上昇を2℃より十分低く抑えることを目標としている。すべての国が削減目標を作り、目標達成義務はないが達成に向けた国内対策を取る必要がある。
ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲に比べて高くなる現象のこと
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm以下のもの。工場等から排出されるばいじん、ディーゼル車の排出ガス、土壌の飛散等が主な発生源とされている。
フロン類	炭素と水素のほか、フッ素や塩素、臭素等ハロゲンを多く含む化合物の総称。冷媒として20世紀中盤に大量に使用されたが、オゾン層破壊の原因物質ならびに温室効果ガスであることが明らかとなり、今日では先進国を中心として、使用に大幅な制限がかけられている。
マ行	
マニフェスト制度	事業者が自ら排出した廃棄物の流れを管理し、適正処理を確保するための仕組みのこと。事業者が廃棄物処理を委託する際に処理業者に帳票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に業者よりその旨を記載したものの送付を受ける。
ヤ行	
有害化学物質	環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質をさす一般的な総称
用悪水路	一般的に家庭の雑排水が流れる水路のこと
要措置区域	土壌汚染の人への摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域のこと
用途地域	都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぎ良好な市街地の形成を図ることを目的として設定されている。住居系が7種類、商業系が2種類、工業系が3種類、計12種類で区分されている。

資料4 環境基準等一覧

1. 大気汚染に係る環境基準

1.1. 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。

[90]:

- ・ 記載内容の変更（中間見直し）
「と」と「。」の間のスペース削除

1.2. 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

[91]:

- ・ 記載内容の変更（データ更新）
0.13に変更

1.3. 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

2 水質汚濁に係る環境基準

2.1. 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

[92]:

・ 記載内容の変更（データ更新）
0.02 に変更

2.2. 生活環境の保全に関する環境基準

2.2.1. 河川（湖沼を除く。）[pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数]

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5以上	50以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上	1000以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	5000以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	—

[93]:
・記載内容の変更（データ更新）
大腸菌数（CFU/100mL）に変更

[94]:
・記載内容の変更（データ更新）
20に変更

[95]:
・記載内容の変更（データ更新）
300に変更

[96]:
・記載内容の変更（データ更新）
1,000に変更

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

(注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

(注5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

※環境基準の類型が指定されていない河川については、生物化学的酸素要求量について環境指標を設定していません。

主な河川名	環境基準（類型）	環境指標
信濃川	2 mg/L 以下（A 類型）	2 mg/L 以下
猿橋川（霞橋より上流）	2 mg/L 以下（A 類型）	2 mg/L 以下
〃（霞橋から下流）	3 mg/L 以下（B 類型）	3 mg/L 以下
柿川	-	2 mg/L 以下
栖吉川	-	5 mg/L 以下
太田川	-	3 mg/L 以下
稲葉川	-	2 mg/L 以下
浄土川	-	3 mg/L 以下
福島江	-	2 mg/L 以下
波海川	2 mg/L 以下（A 類型）	2 mg/L 以下
黒川	3 mg/L 以下（B 類型）	3 mg/L 以下
菖蒲川	-	2 mg/L 以下
道満川	-	3 mg/L 以下
刈谷田川	3 mg/L 以下（B 類型）	3 mg/L 以下
西谷川	-	3 mg/L 以下
中之島川	-	5 mg/L 以下
島崎川	5 mg/L 以下（C 類型）	5 mg/L 以下
新島崎川	3 mg/L 以下（B 類型）	3 mg/L 以下
郷本川	3 mg/L 以下（B 類型）	3 mg/L 以下

2.2.2. 河川（湖沼を除く。）[全亜鉛、ニルフェール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩]

類 型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛 (mg/L)	ニルフェール (mg/L)	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩 (mg/L)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

2.2.3. 海域 [pH、COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質]

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度	化学的酸素要求量 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2以下	7.5以上	1000以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3以下	5以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8以下	2以上	—	—

[97]:
・記載内容の変更 (データ更新)
大腸菌数 (CFU/100mL) に変更

[98]:
・記載内容の変更 (データ更新)
300 に変更

- (注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
(注2) 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
(注3) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

2.2.4. 海域 [窒素、リン]

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg/L)	全燐 (mg/L)
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2 以下	0.02 以下
II	水産1種 水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3 以下	0.03 以下
III	水産2種 及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6 以下	0.05 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 以下	0.09 以下

- (注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
(注2) 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
(注3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

2.2.5. 海域 [全亜鉛、ノルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩]

類 型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノルフェノール (mg/L)	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩 (mg/L)
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 以下	0.001 以下	0.01 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 以下	0.0007 以下	0.006 以下

2.3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

[99]:
・ 記載内容の変更（データ更新）
0.02 に変更

3. 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。

[100]:
 ・ 記載内容の変更（データ更新）
 0.003 に変更

[101]:
 ・ 記載内容の変更（データ更新）
 「シスー」の記載削除

[102]:
 ・ 記載内容の変更（データ更新）
 0.01 に変更

4. 騒音に係る環境基準

4.1. 一般地域

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌6:00)	
A A	50デシベル以下	40デシベル以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55デシベル以下	45デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	60デシベル以下	45デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

[103]:
・ 記載内容の変更（データ更新）
50に変更

4.2. 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下

5. ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）

及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

資料5 アンケート調査

1 調査の概要

1) 調査の目的

長岡市環境基本計画（第4次計画）の策定にあたり、広く市民や事業所の環境に関する考え方や要望等を把握し、長岡市における今後の環境の保全などに係る課題を明らかにすることを目的として実施しました。

2) 調査の対象、配布部数や方法、結果回収等

	市民	事業者
調査対象	18歳以上の市民 (年代・地域を考慮し無作為抽出)	長岡市内の事業者 (業種や地域を考慮し無作為抽出)
配布部数	2,500部	300部
配布及び回収方法	郵送	
実施期間	平成29年8月4日～平成29年8月21日	
回収結果（回収率）	1,088部（43.5%）	157部（52.3%）

[104]:

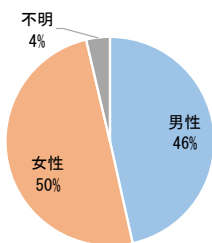
・調査結果の更新（データ更新）
本年度実施の市民アンケート調査結果のデータ更新
※アンケート調査実施後更新

2 調査結果

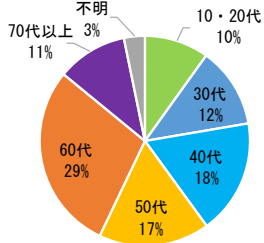
2-1 市民アンケート調査の結果

I 回答者の属性

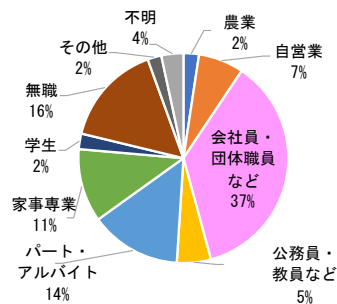
1) 性別



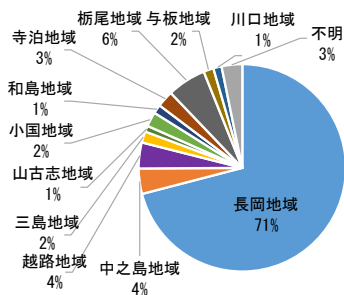
2) 年齢



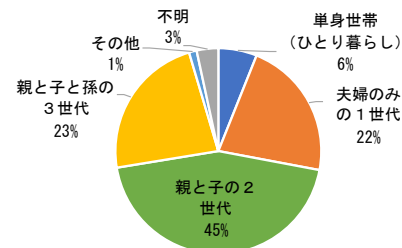
3) 職業



4) 居住地域



5) 家族構成

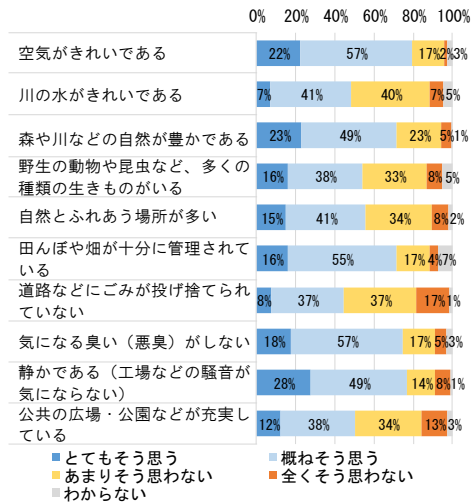


II 身近な地域の環境や環境問題全般について

1) 地域の環境への意識・感想

「とてもそう思う」と「概ねそう思う」の割合が高かった項目は、「空気がきれいである」や「静かである（工場などの騒音が気にならない）」、「気になる臭い（悪臭）がしない」でした。

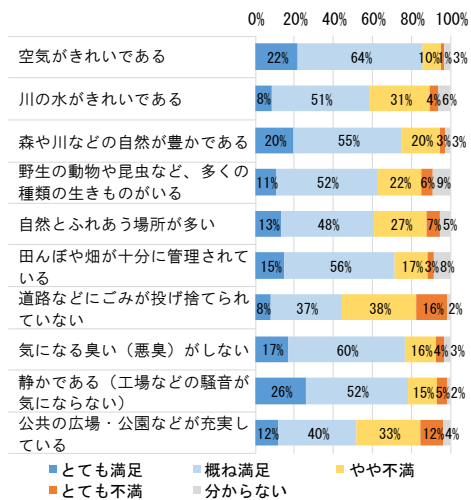
「全くそう思わない」と「あまりそう思わない」の割合が高かった項目は、「道路などにごみが投げ捨てられていない」や「川の水がきれいである」、「公共の広場・公園などが充実している」などでした。



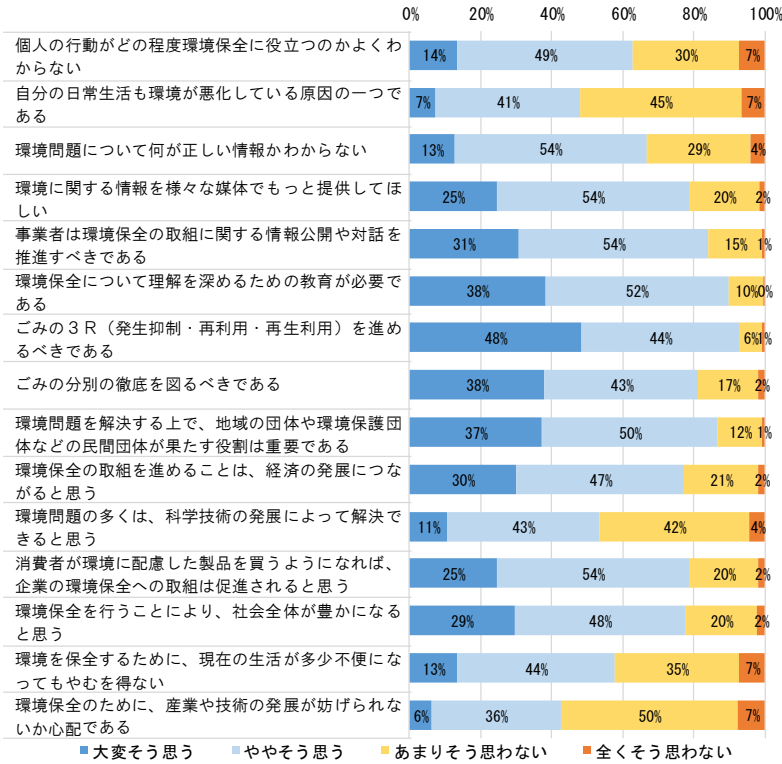
2) 地域の環境への満足度

「とても満足」と「概ね満足」の割合が高かった項目は、「空気がきれいである」や「静かである（工場などの騒音が気にならない）」、「気になる臭い（悪臭）がしない」でした。

「とても不満」と「やや不満」の割合が高かった項目は、「道路などにごみが投げ捨てられていない」や「公共の広場・公園などが充実している」、「川の水がきれいである」などでした。



2) 環境問題に対する考え



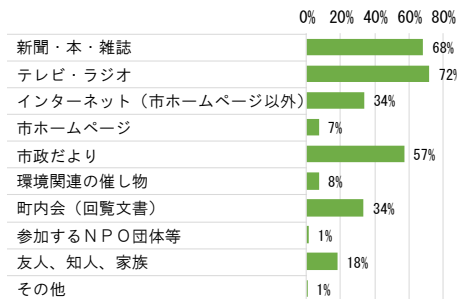
「ごみの3R（発生抑制・再利用・再生利用）を進めるべきである」と「環境保全について理解を深めるための教育が必要である」が、9割以上の高い割合で「そう思う」（大変そう思う、または、ややそう思う）と回答しています。

また、「環境問題を解決する上で、地域の団体や環境保護団体などの民間団体が果たす役割は重要である」や「事業者は環境保全の取組に関する情報公開や対話を推進すべきである」についても「そう思う」（大変そう思う、または、ややそう思う）と多くの人が回答しています。

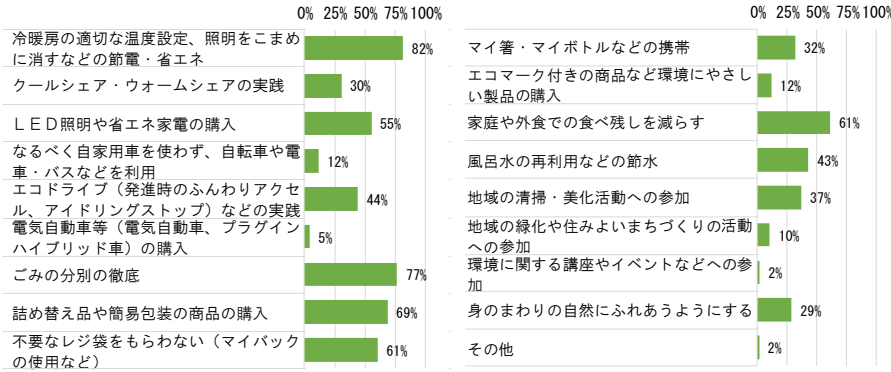
III 環境に配慮した行動・活動の実践状況について

1) 環境全般に関する情報の収集方法

「テレビ・ラジオ」と「新聞・本・雑誌」が約7割で高くなっています。また、「市政だより」は約6割でした。



2) 日頃、実践している取組



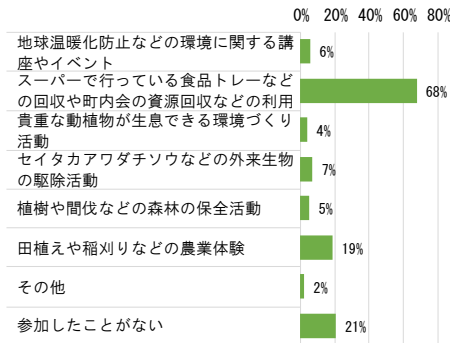
節電や省エネのほか、ごみの分別の徹底や、詰め替え品や簡易包装の商品の購入、不要なレジ袋をもらわない（マイバックの使用など）、家庭や外食での食べ残しを減らすなど、ごみを増やさない取組を実践している人が多い状況です。

一方で、環境に関する講座やイベントへの参加や電気自動車の購入、地域の緑化や住みよいまちづくりへの活動に参加する人は少ない状況です。

3) 地域や民間団体等が行っている活動への参加の有無

「スーパーで行っている食品トレーなどの回収や町内会の資源回収などの利用」が約7割で最も高くなっています。

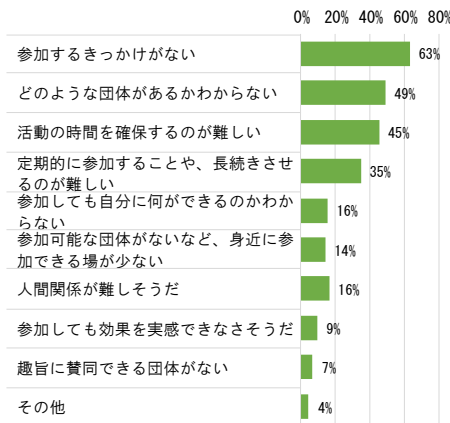
「参加したことがない」を回答した人は約2割でした。



4) 不参加の理由

「参加するきっかけがない」が63%で最も高く、次に「どのような団体があるかわからない」、「活動の時間を確保するのが難しい」の順でした。

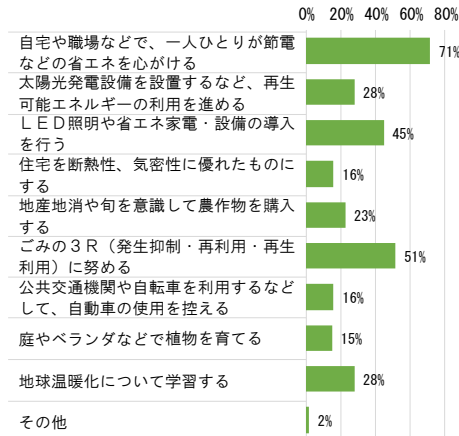
※3)で「参加したことがない」と回答した人のみが回答



IV 地球温暖化対策に向けた取組について

1) 地球温暖化防止のため、市民一人ひとりに必要な取組

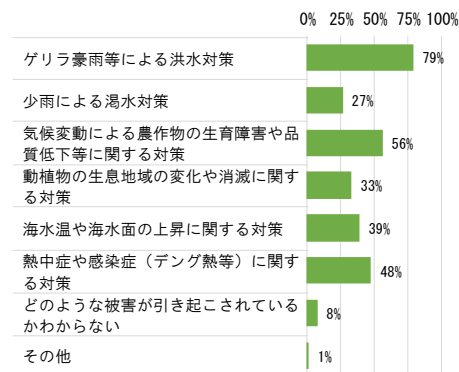
「自宅や職場などで、一人ひとりが節電などの省エネを心がける」が71%で最も高く、「ごみの3R（発生抑制・再利用・再生利用）に努める」、「LED照明や省エネ家電・設備の導入を行う」の順でした。



2) 今後取り組むべき適応策

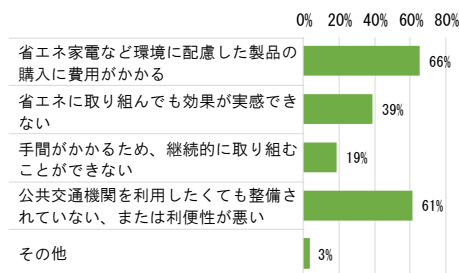
「ゲリラ豪雨等による洪水対策」が約8割で最も高く、近年国内各地で多発する豪雨被害を背景に、洪水対策の必要性を感じている人が多くなっています。

また、「気候変動による農作物の生育被害や品質低下等に関する対策」が56%、「熱中症や感染症（ Dengue熱等）に関する対策」が48%と高くなっています。



3) 地球温暖化防止の取組を行うにあたり支障になっていること

「省エネ家電など環境に配慮した製品の購入に費用がかかる」と「電車、バスなどの公共交通機関を利用したくても整備されていない、または利便性が悪い」が6割を超えています。

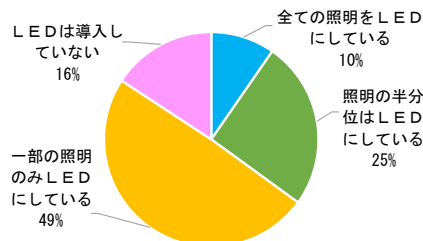


4) 自宅でのLED照明の導入状況

「一部の照明のみLEDにしている」が最も高く約5割でした。

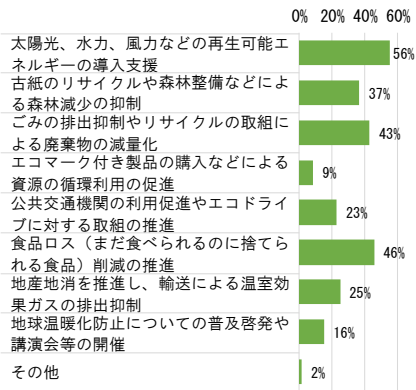
「全ての照明をLEDにしている」は約1割で、「照明の半分位はLEDにしている」は25%でした。

「LEDは導入していない」は16%でした。



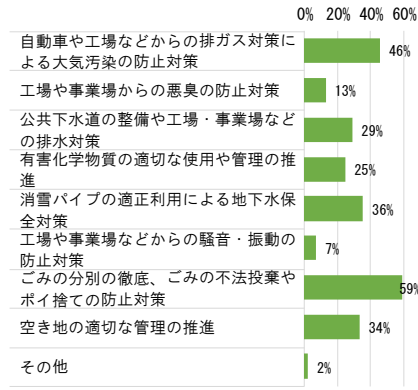
V 市が重点的に進めるべき施策について

①地球環境の保全について



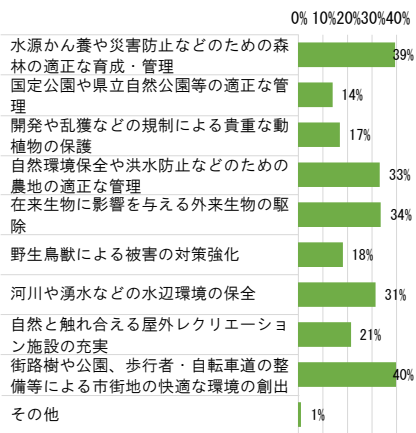
「太陽光、水力、風力などの再生可能エネルギーの導入支援」が最も高く56%でした。

②生活環境の保全について



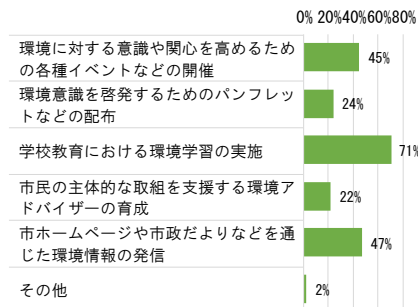
「ごみの分別の徹底、ごみの不法投棄やポイ捨ての防止対策」が最も高く約6割でした。

③自然や景観などの保全について



「街路樹や公園、歩行者・自転車道の整備などによる市街地の快適な環境の創出」と「水源かん養や災害防止などのための森林の適正な育成・管理」が約4割で高くなっています。

④環境意識を高める取組について

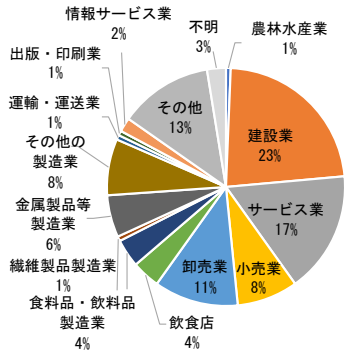


「学校教育における環境学習の充実」が最も高く約7割でした。また、「市ホームページや市政だよりなどを通じた環境情報の発信」や「環境に対する意識や関心を高めるための各種イベントなどの開催」は4割を超えていました。

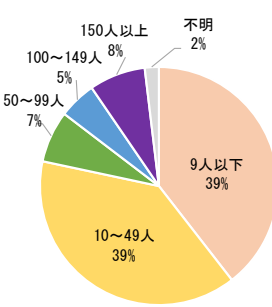
2-2 事業者アンケート調査の結果

I 回答した事業者の属性

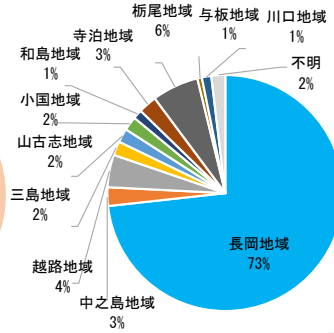
1) 業種



2) 従業員数



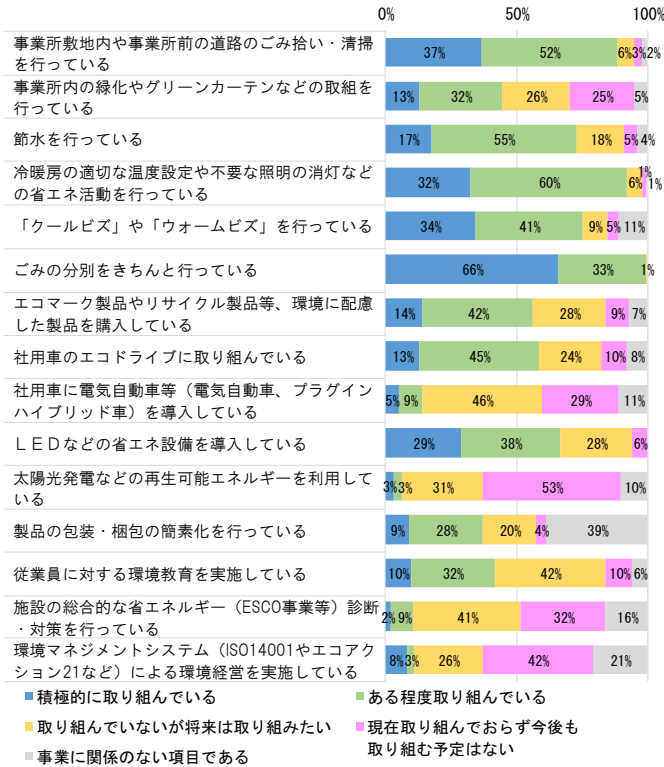
3) 地域



II 環境保全に関する取組の実施状況について

ごみの分別の徹底をほとんど全ての事業者が実践しています。また、冷暖房の適切な温度設定や不要な照明の消灯、クールビズやウォームビズの取組など省エネ活動に取り組んでいる事業者が多く見られます。

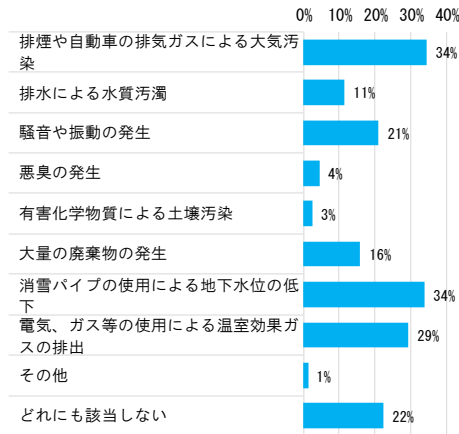
再生可能エネルギーの利用や、電気自動車等の導入を今後実施していきたいとする事業者が多い状況です。



Ⅲ 環境への影響や環境保全に対する考え

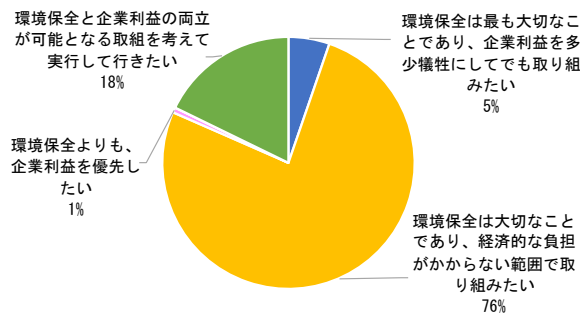
1) 提供する製品や事業活動において、環境に影響を与えていると思うもの

「排煙や自動車の排気ガスによる大気汚染」と「消雪パイプの使用による地下水位の低下」が高く、3割を超えていました。また、「電気、ガス等の使用による温室効果ガスの排出」が約3割でした。



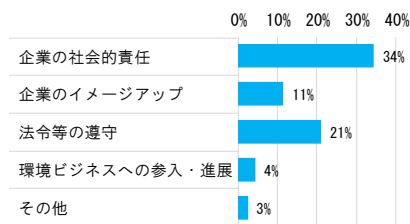
2) 環境保全と企業利益についての考え

「環境保全は大切なことであり、経済的な負担がかからない範囲で取り組みたい」が最も高く76%でした。



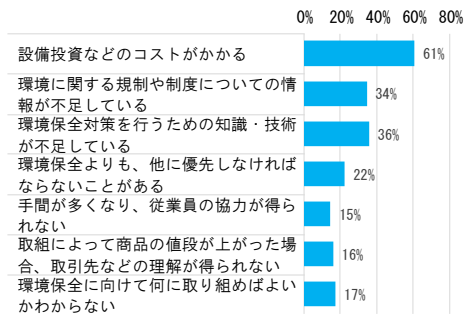
3) 事業活動において環境保全に取り組む意義

「企業の社会的責任」が最も高く34%でした。次に高かったのは「法令等の遵守」でした。



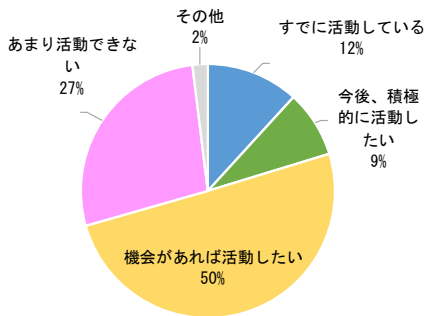
4) 環境保全に取り組む上の課題や問題

「設備投資などのコストがかかる」が最も高く約6割でした。また、「環境保全対策を行うための知識・技術が不足している」と「環境に関する規制や制度についての情報が不足している」が3割を超えていました。



5) 市民・事業者・市が連携した取組や活動の実施状況

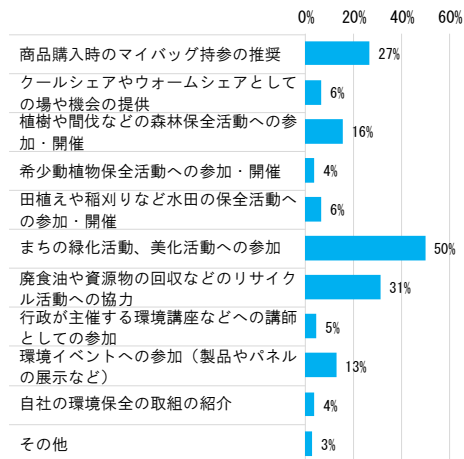
「機会があれば活動したい」が最も高く 50%でした。また、「すでに活動している」は約1割でした。「あまり活動できない」は27%でした。



6) 活動している（もしくは今後活動したい）内容

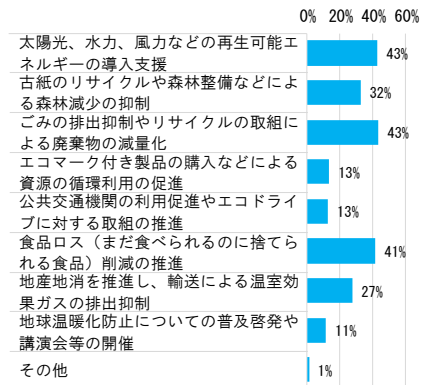
半数の事業者が「まちの緑化活動、美化活動への参加」を回答していました。次に多かったのが「廃食油や資源物の回収などのリサイクル活動への協力」で、「商品購入時のマイバッグ持参の推奨」で、約3割の事業者が回答しました。

※ 5)で「1.すでに活動している」「2.今後、積極的に活動したい」「3.機会があれば活動したい」と回答した事業者のみ回答



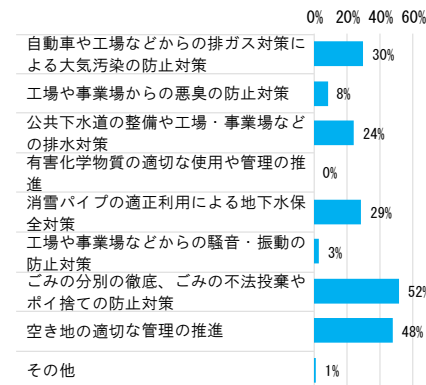
Ⅳ 市が重点的に進めるべき施策について

①地球環境の保全について



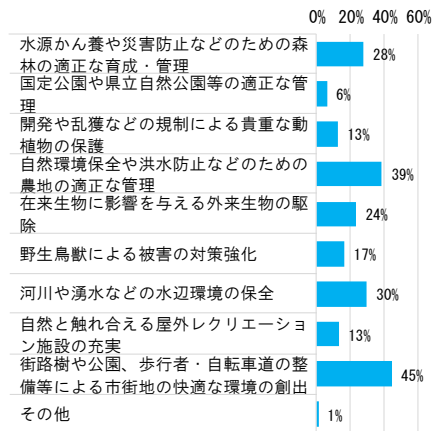
「太陽光、水力、風力などの再生可能エネルギーの導入支援」と「ごみの排出抑制やリサイクルの取組による廃棄物の減量化」が43%でした。

②生活環境の保全について



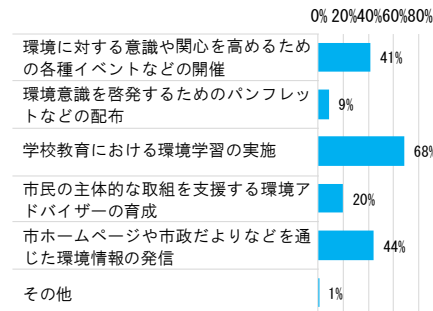
「ごみの分別の徹底、ごみの不法投棄やポイ捨ての防止対策」が最も高く約5割でした。次に高かったのが、「空き地の適切な管理の推進」でした。

③自然や景観などの保全について



「街路樹や公園、歩行者・自転車道の整備などによる市街地の快適な環境の創出」が最も高く45%でした。

④環境意識を高める取組について



「学校教育における環境学習の実施」が最も高く約7割でした。また、「市ホームページや市政だよりなどを通じた環境情報の発信」と「環境に対する意識や関心を高めるための各種イベントなどの開催」は4割を超えていました。

資料6 長岡市環境基本条例（抄）

平成8年12月20日
条例第29号

前文

私たちのまち長岡は、変化に富んだ四季とまちをやわらかく包みこむ東山連峰や西山丘陵、豊富な水をたたえ洋々と流れる信濃川など豊かな自然環境の下で人を育て、特有の文化をはぐくみ、産業を興し、今日の繁栄を築いてきた。

しかし、近年の資源やエネルギーの大量な消費と廃棄物の大量な発生を伴う社会経済活動により、便利で物質的に豊かな生活がもたらされた一方で、地域の環境だけでなく、生命存続の基盤である地球の環境までが損なわれつつある。

もとより、私たちは、良好な環境の下で健康で文化的な生活を営む権利を有しているが、同時に、私たちは、環境を現在の世代だけのものではなく、将来の世代とも共有するものとして守り、育て、引き継いでいく責務を有している。そのため、私たちは、自然との良好な関係を保ちながら、環境に配慮した日常生活や事業活動を営み、市、事業者及び市民が一体となって、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現に取り組んでいかなければならない。

このような認識の下に、健全で恵み豊かな環境を保全し、潤いと安らぎのある環境を創造し、これを将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、健全で恵み豊かな環境の保全及び潤いと安らぎのある環境の創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられ
る影響であって、環境の保全上の支障の原因とな
るおそれのあるものをいう。

- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖
化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生
生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範
な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保
全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民
の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをい
う。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動そ
他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる
大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は
水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、
騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘探のための土地
の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人
の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のあ
る財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物
及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害
が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な
生活を営む上で必要な環境を確保し、これを将来の世
代に引き継ぐことができるように適切に行われなけれ
ばならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民の自主
的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない循環
を基調とする社会が構築されるように行われなけれ
ばならない。

4 環境の保全及び創造は、人と自然及び人と文化との
豊かな触れ合いが確保されるように行われなければ
ならない。

5 地球環境保全は、市、事業者及び市民が地域におけ
る事業活動及び日常生活の地球環境に及ぼす影響を
認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積
極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」
という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する施
策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項について必要な措置を講ずる責務を有する。

- (1) 事業活動に伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全すること。
- (2) 物の製造、加工、販売その他これらに類する事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正な処理が図られるようにすること。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売その他これらに類する事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項を行うように努めなければならない。

- (1) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されるときにおいて、廃棄物の減量等環境への負荷の低減が図られるようにすること。
- (2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、廃棄物の減量、騒音の発生の防止その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項が確保されるように、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が守られ、及び生活環境が保全されるように大気、水、土壌その他の環境が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が適正に保全されること。

(3) 自然環境の適正な整備により人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(4) 身近な自然、良好な景観等の保存及び形成、文化財その他の歴史的遺産の保存及び活用並びに雪の活用により、地域の個性が生かされた潤いと安らぎのある快適な環境が創造されること。

(5) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が図られること。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、市民、事業者及び民間団体(以下「市民等」という。)の参画及び協働を基本として行わなければならない。

3 市は、環境の保全及び創造に関する施策以外のすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減が図られるように配慮して行わなければならない。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長岡市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的な施策
- (3) 環境の保全及び創造に関する配慮のための指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第21条に定める長岡市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市長は、年次報告書を公表したときは、市民等の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、その意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映するように努めなければならない。

第3節 基本施策

(開発事業に係る環境への事前配慮)

第10条 市は、住宅団地の造成、大規模商業施設の建設その他の開発事業を行おうとする者が、その開発事業の実施に当たりあらかじめその開発事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮するように、必要な措置を講ずるものとする。

(公害等を防止するための規制措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための適切な措置を講ずるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要があるときは、これらの事業者又は市民に対し経済的な助成を行い、又は経済的な負担を求めることができる。

(施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び緑化事業その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自然散策路の整備、キャンプ場の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公園、緑地及び水辺空間の整備、歴史的遺産の保存及び活用その他の潤いと安らぎのある快適な環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用に供する施設を整備するように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、施設の建設、維持管理等に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が図られるように努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するように努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第16条 市は、事業者及び市民の環境の保全及び創造に関する理解が深まるようにするとともに、これらの者の自発的な活動を行う意欲が高まるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供)

第18条 市は、第16条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進を図るため、環境の状況に関する情報並びに環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第20条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体その他関係団体と協力し、地球環境保全に関する調査、情報の提供等に努めるものとする。

第3章 環境審議会等

(環境審議会)

第21条 市長は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、長岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項を審議し、市長に意見を述べること。
 - (2) 年次報告書に関する事項を審議し、市長に意見を述べること。
 - (3) 前 2 号に掲げる事項のほか、環境の保全及び創造に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べること。
 - (4) 長岡市地下水保全条例(昭和 61 年長岡市条例第 21 号)第 13 条第 5 項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、同条例の規定による指導又は勧告に従わない者の事実の公表について審議し、意見を具申すること。
 - (5) 長岡市稀少生物の保護等に関する条例(平成 17 年長岡市条例第 101 号)第 3 条第 3 項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、同条例の規定による保護地域の指定について審議し、意見を具申すること。
- 3 審議会は、市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(市の推進体制の整備)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 21 条の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 26 日条例第 10 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 7 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日条例第 101 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

資料7 長岡市環境審議会規則

平成9年3月31日

規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、長岡市環境基本条例(平成8年長岡市条例第29号)第21条第6項の規定に基づき、長岡市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月23日規則第4号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。